


386  
72



始

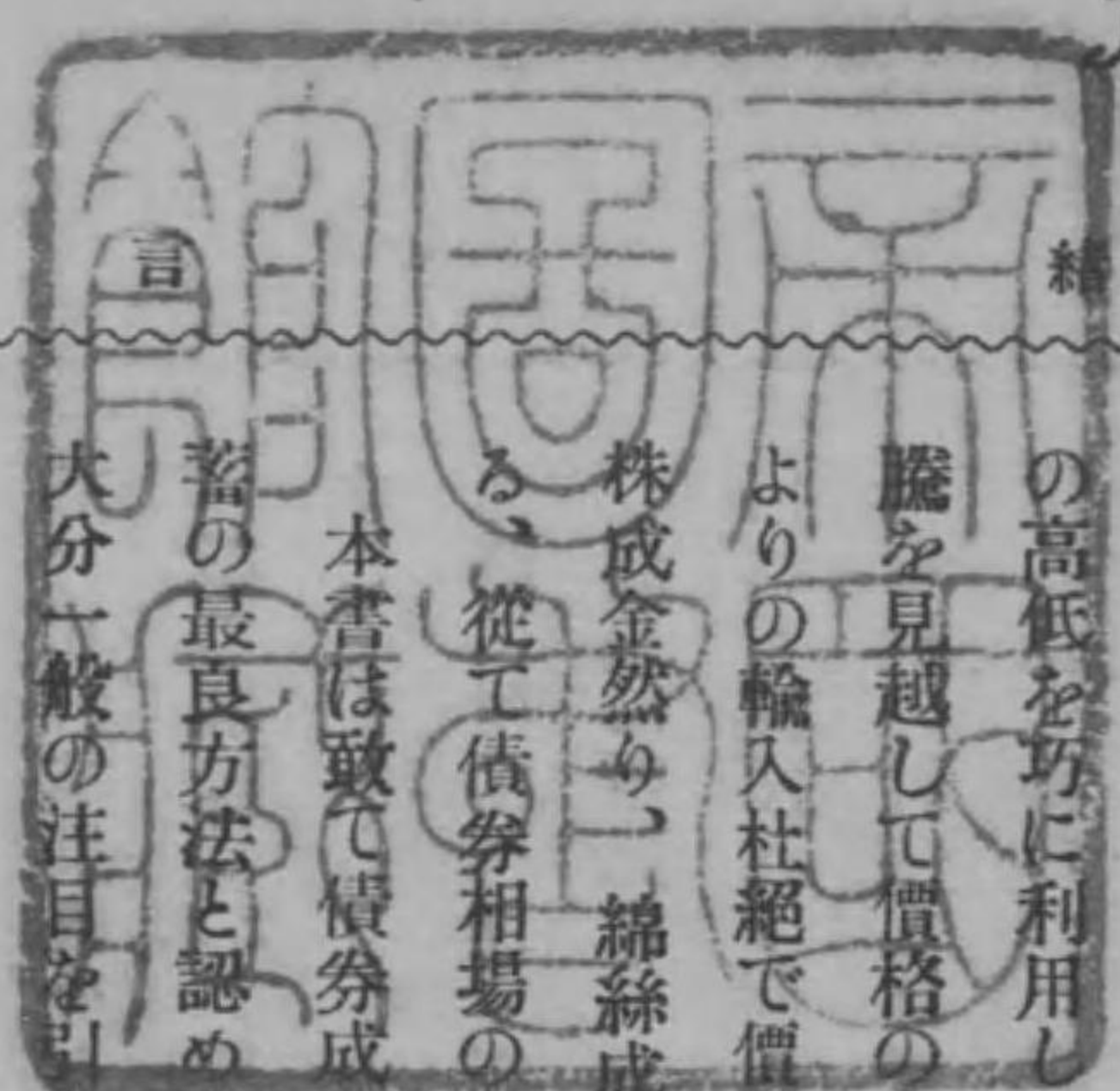




勸業

債券及其の相場の研究

386-72



### 緒言

(1)

凡そ何品に限らず買ふとしても賣るとしても其の相場を知らなければ思はぬ損を爲ることがあり又之を知て巧に利用すれば大なる利益を收め得るのである、近來の流行語たる成金とは大部分相場の高低を巧に利用した人々である、戦争の影響で海上の輸送力に大需要を喚起し、其結果船價の昂騰を見越して價格の安い間に買ひ込んで巨萬の富を造つたのが船成金である、鐵材や染料等が外圓よりの輸入杜絶で價格幾十倍の暴騰を豫知して巨利を博したのが鐵成金染料成金である、株成金然り、綿絲成金石炭成金皆然らざるは無しで、相場の等閑に附すべからざるは概ね此類である、從て債券相場の高低が債券所持者に至大の關係を有することは申す迄も無いことである、本書は致して債券成金の産出を目的としたものではないが、近來勸業債券及貯蓄債券が堅實なる貯蓄の最良方法と認められ都鄙至る處に普及せられ、其の賣買が中々盛になつた結果、相場の高低は大分一般の注目を引くやうになつて來た、仍て債券の實質と其の相場の高低は如何なるときに如何なる原因に基いて起るかを聊か研究して見たのである、債券所持者が之に依て賣るときにも買ふときにも餘り損をするやうなことが無くなれば本書の目的が達せられた譯である、高く買ひ過ぎれば高い値段で買つて損を爲た上に人に笑はれ、又餘り安く賣り過ぎればあんな安値で賣るとは目先の見

8. 5. 8. 正の他 大 交 内



第一節 種別……………(三)

第二節 利率の債券値段に及ぼす影響……………(三)

第三節 利廻計算方……………(四)

第二章 額面……………(二七)

第三章 割増金……………(二九)

第一節 割増金の種類個数及總額……………(元)

第二節 臨時償還の場合に於ける割増金……………(三)

第三節 現在の割増金當籤率……………(三)

第四節 最終の割増金當籤率……………(四)

第五節 全期間通算の割増金當籤率……………(四)

第六節 割増金の債券値段に及ぼす影響……………(五)

第四章 抽籤回数……………(五)

第一節 種類……………(五)

第二節 抽籤回数の債券値段に及ぼす影響……………(五)

第四篇 局部的原因の二

第一章 抽籤月……………(六)

第一節 債券期節としての抽籤月……………(六)

第二節 連月籤としての抽籤月……………(六)

第三節 連月籤用債券將來の趨勢……………(七)

第四節 抽籤月に異なるの生ずる原因……………(七)

第五節 抽籤月を中心とする債券値段の變化……………(七)

第六節 債券値段變化の利用法……………(八)

第二章 發行額……………(八)

第一節 原發行額……………(八)

第二節 實際の發行額……………(八)

第三節 現在の流通額……………(九)

第四節 發行額の債券値段に及ぼす影響……………(九)

第三章 償還年限……………(九)

第四章 償還額……………(九)

第一節 償還金額の種類……………(九)

第二節 償還抽籤上缺番號の取扱方……………(九)

第五章 利渡回数及其の金額……………(九)

第六章 利渡月：……………(101)

  第一節 利渡月の配置……………(101)

  第二節 利渡月と債券値段との關係……………(104)

附 録

第一號 勸業債券種類明細表……………(109)

第二號 貯蓄債券種類明細表……………(113)

第三號 勸業債券割増金明細表……………(114)

第四號 貯蓄債券割増金明細表……………(118)

第五號 勸業債券相場高低比較表……………(120)

第六號 貯蓄債券相場高低比較表……………(130)

第七號 債券附屬月割利金早見表……………(134)

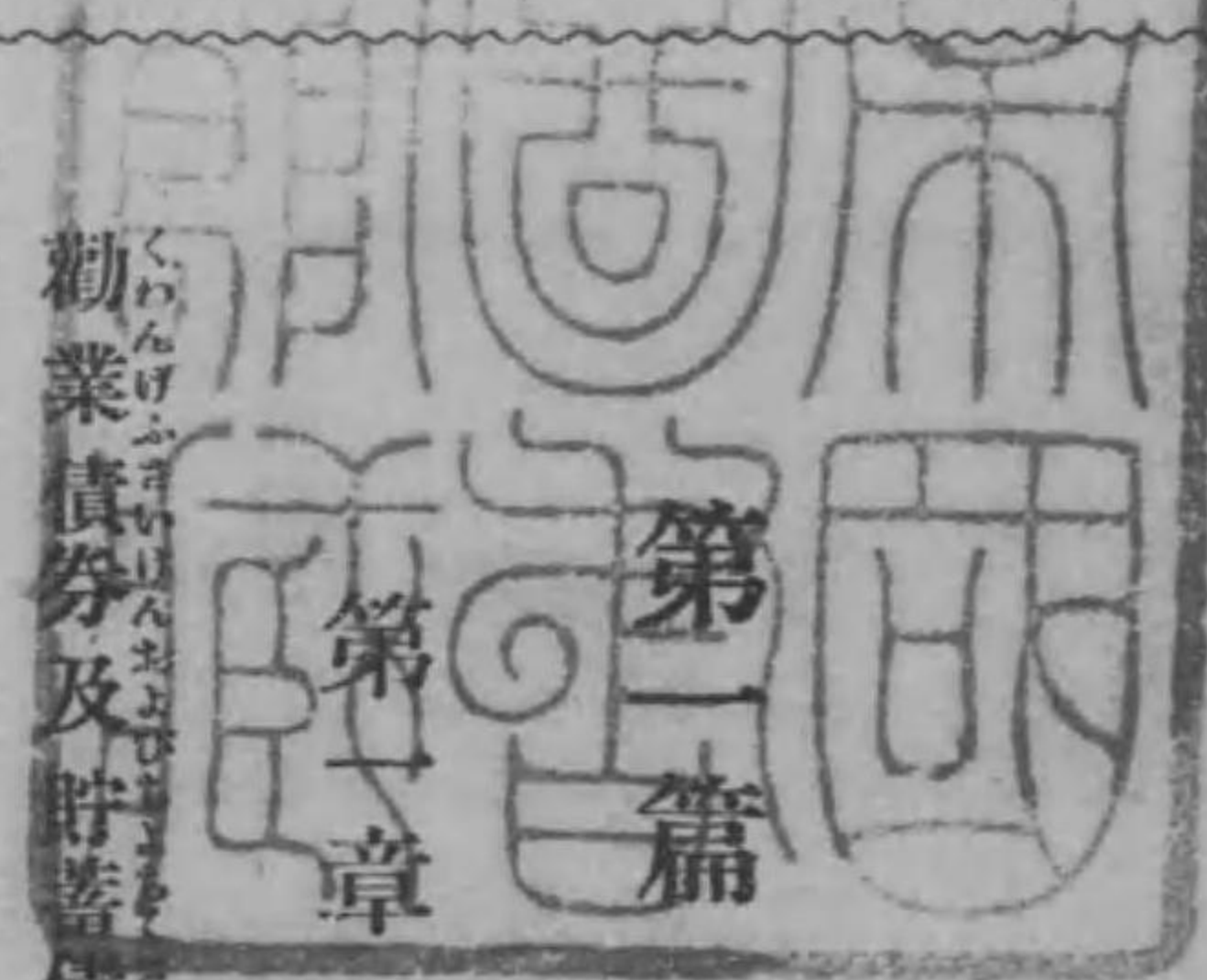
第八號 勸業大券種類一覽表……………(138)

第九號 勸業大券相場高低比較表……………(139)

第十號 勸業大券附屬月割利金早見表……………(140)

勸業債券及其の相場の研究

遠藤昌開著



第一篇 概説

第一章 債券の種類

勸業債券及貯蓄債券は共に日本勸業銀行の發行に係るもので、前者は日本勸業銀行法と云ふ特別の法律に基いて、同銀行が其の貸付資金を吸集する爲、又後者は日露戦役に際して貯蓄奨励の趣意から制定せられた、貯蓄債券法と云ふ法律に依て發行せられたものである。

勸業債券には割増金を附與せらるゝものと附與せられざるものとの二種ある、其の勸業債券と

貯蓄債券



取引せられて居るものは、附録第八號表の通り數種に過ぎ無い、斯く勸業債券には割

増金附として發行せられたものは明治三十一年六月發行の第一回債券を初とし、大正八年一月發行の第七十一回債券に到る迄五十七種で其の中で第一回より第三回債券迄は明治三十五、三十六の兩年中に償還せられたから、現在残つて居るのは第四回債券以下の五十四種である、又割増金無きものは明治四十三年發行の第卅三回債券以下十四種特殊債券として、甲號債券以下數十種あるけれども、現在市場で

増金のあるものと無きものとの二種あるけれども、本書は緒言中に述べてある通り、割増金附のものに關してのみ書いてあるから、以下只單に勸業債券又は債券と書いてある場合でも、割増金附の債券を指すのである、其の債券同別の詳細は附録第一號表に列記せられてある。

貯蓄債券は明治卅七年發行の以下十二種類ありて、明治卅九年發行のを號が最終である、其記號別の詳細は附録第二號表の通である。

### 第二章 債券の相場

勸業及貯蓄債券の相場は各債券業者に依て發表せられて居るが其中最も穩當且正確で又最も權威ある相場は勸業債券月報社發表の値段に如くは無いのである、勸業債券月報社は日本勸業銀行構内に本店を、全國各地に支店を有する資本金五十萬圓の株式會社で、勸業債券、貯蓄債券、公債、農工債券等の賣買仲介及是等のものを擔保と

貸する付並に日本勸業銀行月報債券時報の發行等を専業として居る債券界隨一の會社で、債券値段は毎月一日及十五日の兩度に發表せらるゝが、其の値段は債券に關する一般商取引の標準相場として、久しく債券界の信頼を受けて居るのみならず、東京株式日報に掲載せられる債券の公定相場は、月報社の値段を基礎として定められて居る所を見ても、其の一般が推知せらるゝのである、仍て本書中の債券相場は總て月報社發表の値段に依つたのである。

### 第三章 債券相場の高低

明治四十一年より大正七年に至る十一年間の勸業債券及貯蓄債券相場の高低的比較は第五號及第六號表の通で、又其の各種を平均して之を罫線で示せば卷末に掲げた表の通りになる、而して其の相場の高低を誘致する原因は種々あるけれども、之を大別すれば二様に過ぎない、一は一般的のもの他は局部的のものである、一般債券値段

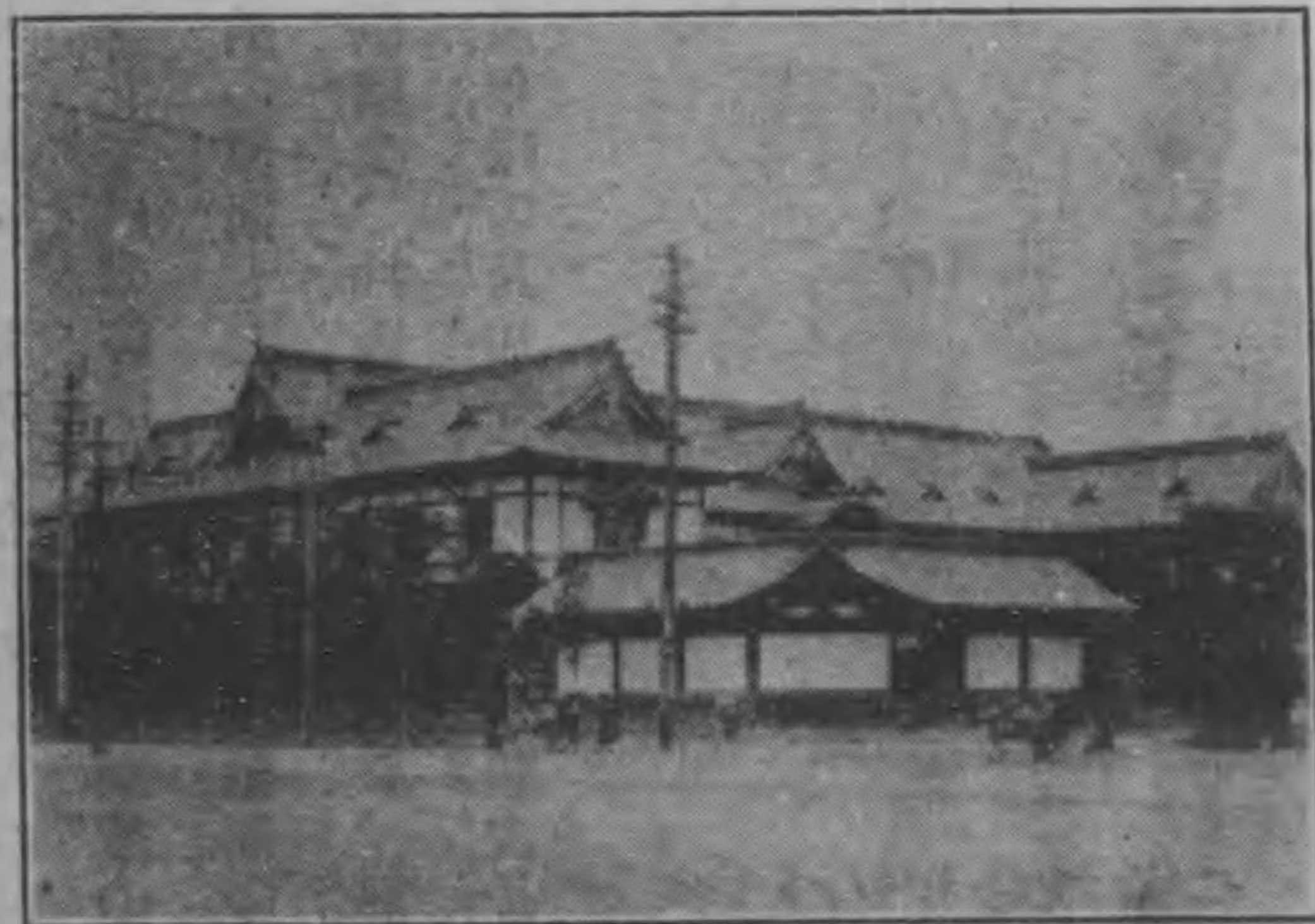
の大勢を支配するものが一般的で、債券の局部即ち一種又は數種の値段を支配するに過ぎざるものが局部的である、其の一般的原因としては、經濟界の變動、制度の改廢變更、金利の異動、供給の過不足等で、又局部的の原因としては債券各種類別の實際的價値を測定せしむる條件、即ち利率、額面、割増金、抽籤回数、利拂回数、發行額及償還額の多少、抽籤月及利渡月の良否、償還年限の長短等である、今順次是等の詳細に就て述べることにする。



## 第二篇 一般的原因

### 第一章 經濟界の變動

債券は他の有價證券類と共に常に經濟界の狀態に接觸を保ち、經濟界に發生する大小各種の變化は、或は悲觀材料となり或は樂觀材料となつて絶えず債券相場の変化を促さるゝのである、經濟界が好景氣なれば債券類の購買力旺盛となり、其の價格の騰貴を促進するが、經濟界が不振となれば債券類の需要を抑壓して値段の低落を誘ふことになる。



行銀業勸木日

今其の顯著なる實例としては大正三年八月に歐洲戰役の突發するや、經濟界の動搖甚しく次で我國も之に参加するに及び、一層の不安を加へ、有價證券類は舉て大崩落を演じ、債券も亦其の仲間から脱することが出来なかつた、今年中に於ける債券相場に付戰爭開始前の六月と其の半年後なる十二月とを比較すれば左の通で何れも三分八厘乃至八分の低落を來した。

種別	大正三年六月ノ相場	同 十二月ノ相場	差額	同上歩合
第四回 (五分四厘)	一八、四〇	一七、六〇	八〇	〇四二
第十五回 (四分五厘)	一六、六〇	一五、七〇	九〇	〇五四
第廿六回 (五分四厘)	九、〇八 <small>(對前月割利 九、四五ヨリ 金三七差引)</small>	八、四八 <small>(同上 八、六〇ヨリ 引七、二二)</small>	六〇	〇六六
第廿三回 (三分六厘)	七、八五	七、二二 <small>(同上 七、四〇ヨリ 引七、一八差)</small>	六三	〇八〇
第廿七回 (四分五厘)	八、〇三 <small>(同上 八、二五ヨリ 引上、二二差)</small>	七、五〇	五三	〇六六
ゆ 號 (貯蓄債券)	四、四〇 <small>(同上 四、五〇ヨリ 引上、一〇差)</small>	四、二三 <small>(同上 四、二五ヨリ 引上、〇二差)</small>	一七	〇三八

次で戦役の漸次進行するに隨て、該戦亂は我に何等の悪影響を及ぼすものに非ずして、却て諸多物資の輸出や、海運業の活躍等に依て大なる福利を齎らすものなることが、漸く國民の了解する所となり、財界に對する不安の念一掃すると同時に、債券は他の諸種有價證券類と共に、漸次に價格の復舊を見るに到つたのみならず、輸出貿易未曾有の劇増に依て決済せられた正貨は十幾億を以て數ふる黄金の一大河となつて我國に流れ込んだので、銀行預金及郵便貯金に空前の増加を來し、金融の緩慢は各種工業の勃興と事業界の殷賑となり、證券放資金の潤澤は猛然債券の購買力を促進し、遂に債券界空前の活躍を呈することとなり、五圓券にして六圓を、十圓券にして十三圓を突破するものあるに到つた、今試みに數種の債券相場を比較すれば、大正二年中に於ける戦前相場と大正六年中に於ける戦時相場とを比較すれば、左の通にして廿圓券を除くの外は、何れも一割乃至二割四分の暴騰を示した、以て其の影響の劇甚なる程度が窺はれる。

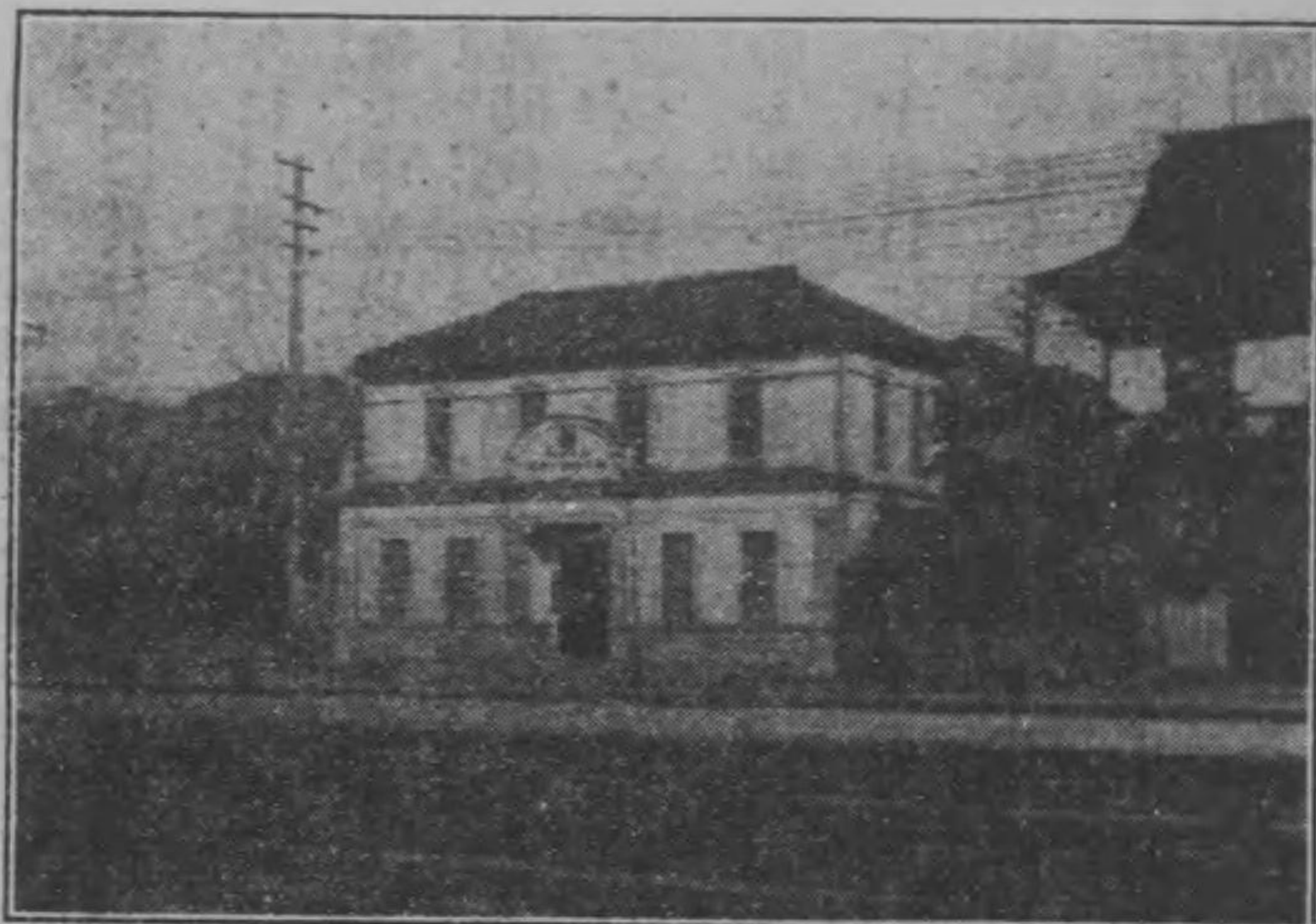
### 第二章 制度の改廢變更

債券の需要を増減せしむる原因として、債券に對する諸制度の改廢變更等も亦大なる影響を以て居る、去る明治四十二年中に債券の月賦販賣が警視廳に依て禁止せられ大分當業者の恐慌を引き起したことがある、今回有價證券割賦販賣業法の制定に依て

種別	大正二年中 最高相場	大正六年中 最高相場	比較騰貴	同上歩合
第四回(五分四厘券利)	一九、九五	二〇、五五	六〇	〇四
第十五回(四分五厘券利)	一七、七〇	一九、三〇	一、六〇	〇九
第廿六回(五分四厘券利)	九、八五	一〇、八五	一、〇〇	一〇
第廿三回(三分六厘券利)	八、九五	一〇、三五	一、四〇	一五
第廿七回(四分五厘券利)	八、七〇	一〇、七五	二、〇五	二三
る 號(貯蓄債券)	四、五五	五、六五	一、一〇	二四

復又之を繰返すこととなつた、當初割賦販賣業法案の議會に提出せらるゝや、該法中には債券月賦業者に對する峻嚴なる取締の條項を含むを以て、營業者の恐慌一方ならず、債券相場に大變動を來すの徴を呈した、次で該法案の議會通過、其筋より月賦販賣差し止等により、債券界の一革命期が愈々茲に到來した、元來割賦販賣業法の骨子は債券界の好況に乗じて、近時族々發生した惡營業者の取締に在るは勿論であるけれども、其の中には割増金附債券の前渡賣禁止の條項が含まれて居る、從來一般營業者の月賦販賣法は第一回の掛金拂込によりて契約成立と同時に其の目的物たる債券の所有權を契約人に移轉するにあつた、從て其の契約中に割増金の當籤あるときは、假令債券代金の拂込を完了せざる間と雖も、全部契約人の所得となつた、然るに新法では斯く代金一部の拂込に依りて割増金の取得を許すは射倖心を挑發すると云ふ意味から代金の拂込完了前の所有權移轉を禁止せられた、元來月賦賣の妙味は契約と同時に爲される番號通知によりて代金全額の完了前でも籤を見得るにある、即ち前渡賣は月賦

勸業債券月報社本店



の生命である、然るに該禁止は此妙味を全然剝ぎ取つたから、月賦の生命を奪取したと同様の結果になつて、之が爲に惡辣の營業者を廢滅せしむるは勿論であるけれども、其上に尙正當の營業者をも玉石無しに打碎くことになつた、仍て債券の需要は茲に一大頓挫を來し、是等營業者並に從來の契約者の不安に基く悲觀賣となりて、遂に愈々價格の暴落を馴致するに到つた。今七年一月と同九月との相場を比較せば左の通の低落を示すに到つた、要するに本件は月賦業の興廢に關する事件として之が爲に蒙つた債券界の影響も亦甚大なりと云ふべしである。

併し其の後時日の経過と人氣の次第に落付くに隨て、相場は幾分見直すに至り、且戦後に於ける一般株式の不安見越は勸業債券に對する放資者を増加したる結果、翌八年には幾分の恢復を見るに至つたが、元來債券の月賦賣は形を異にした一種の小額貯金で中流以下に屬する階級より零碎の金を吸収して之を資金化するにあるので其の全盛時代には一箇年の販賣高は千萬圓の多額に上つたのである、それが苛酷なる制限を蒙つた爲に一朝にして廢滅同様の状態に陥つた、尤も其の中には多少即賣に轉じたものも無いでは無いが、元々此月賦賣の最大得意と爲た處は代金十分一づつの掛金に依つて十月目に漸く一通の債券を購ひ得るが如き零碎の金を目的としたものであるから即賣へ轉じ得るものは極一小部分に過ぎないのである。されば債券は月賦賣制限に因て茲に一大得意を失つた譯で、其の影響たるや甚輕からずして從て債券價格從來の如き活躍は此月賦賣の恢復又は之に代るべきものの興隆を俟たずんば或は容易に期待し難かるべしと思はれる。

### 第三章 金利の異動

金利の騰落は亦債券値段に對し頗る鋭敏なる反響を與へる、金利が高ければ銀行又は郵便局に預金を爲した方が有利である、故に自然債券に對する需要が減じ、其の値

種別	七年一月下旬ノ相場	七年九月下旬ノ相場	比較下落	同上歩合
第四回 (五分券)	一九、七〇	一九、二四 (附屬月利)	、四六	、〇二三
第十五回 (四分五厘券)	一九、〇〇	一八、六五 (同上)	、三五	、〇一八
第廿三回 (三分六厘券)	一〇、二〇	九、二六 (同上)	、九四	、〇九二
第卅七回 (四分五厘券)	一〇、三〇	九、四〇 (同上)	、九〇	、〇八七
第六十七回 (四分券)	一〇、九〇	九、三四 (同上)	、五六	、一四三
第廿七回 (五分券)	一〇、六〇	九、七七 (同上)	、八三	、〇七八
第六十三回 (同上)	一一、七五	一〇、一七 (同上)	、五八	、一三四
に 號 (附屬債券)	五、三〇 (附屬月利)	五、一五	、一五	、〇二八

年次	東京			大阪		
	當座預金日歩	定期預金(年利)	最高最低平均	當座預金日歩	定期預金(年利)	最高最低平均
明治四十一年	一、九〇	六・一八	五・八二	一、七七	六・四二	五・九二
明治四十二年	一、七〇	五・六八	五・二二	一、〇〇	五・五〇	四・七六
明治四十三年	一、三〇	四・六三	四・二五	一、〇〇	四・八六	四・〇六
明治四十四年	一、五〇	四・五一	四・二四	一、〇〇	四・〇七	三・九八
明治四十五年	一、八〇	五・四五	五・三〇	一、〇〇	五・一六	五・〇九
大正二年	一、八〇	六・二二	五・八五	一、八〇	六・〇二	五・九九
大正三年	一、八〇	六・二九	五・九一	一、八〇	六・〇三	六・〇〇
大正四年	一、八〇	五・三九	四・九五	一、八〇	五・〇一	四・八九
大正五年	一、四六	四・五三	四・〇八	一、四〇	四・八七	四・三二
大正六年	一、三五	四・六六	三・八三	一、八〇	五・五九	四・〇八

東京及大阪金利表

段に悪影響を及ぼし、又金利が安くなれば債券類に放資した方が割が好いから自然債券の需要が増して値段に好影響を及ぼすのである。

金利の變動に對する最も著るしき例は、彼の明治四十三四年中の金利の低落で、其割合は別表京阪の金利累年比較表中に明なる如く預金利息が三四分迄に低下したので五分利公債が四分利の公債に借り替へらるゝこととなつた、其の結果一般の放資が利廻りの善き債券に向て猛然殺到して、其の値段の大暴騰を招來し、遂に左表の通四十年の相場に比較して一割乃至二割餘の昂騰歩合を示すに到つた。

種別	明治四十一年	明治四十三年	昂騰高	同上歩合
第四回(五分利)	一八、二五(仲値二割)	二一、三〇	三、〇五	一六七
第十五回(四分五厘)	一七、〇五(同上)	二〇、五五	三、五〇	二〇五
第廿六回(四分利)	九、二五(同上)	一〇、九〇	一、六五	一七八
第廿三回(三分六厘)	九、一五(同上)	一〇、一〇	九五	一〇三
に	四、三〇(同上)	四、九〇	六〇	一三九

### 第四章 供給の過不足

以上各章の事項は何れも主として需要の方面より観たる原因であるが、更に之を供給の方面より観察するときは、供給の過不足即ち債券発行の多少も亦値段變動の一重要なる原因となるのである、今是れ迄の發行回数及金額を調べて見るに、別表の通り、明治四十三年に一回の發行も無かりし外は、毎年二回乃至五回の發行あり、其の金額は二百五十萬圓を最少として、千四百萬圓迄に達したが、大正七年は例年とは大分趣を異にし二千六百萬圓の多額に及んだから従來の記録を破つて居る譯である、斯く四十三年中に限りて一回の發行も無かつたが、同年は一方には前章に述べた通り金利低落に基づく債券の投資者劇増の結果、債券價格の暴騰を促して、何れも尠からざる昂騰歩合を示すに到つたが、是れは金利の變動が主たる原因たりしは勿論である、けれども其の外に尙債券の新規發行無きに基づく供給不足も亦與つて力あつたに相違ない

又大正四五年來の戰役に因る債券の需要劇増の狀態は、既述の通りなるが、斯く債券界未曾有の活躍を爲すに到りたるに拘らず、同年間の發行高は其の前後の年に比較して割合に少額だつたのも亦其の價格の騰貴を一層助成したことは疑無いのである。債券毎回の發行中で貯蓄債券は日露戰役中に於ける特殊の債券で、其の戰役の終了を限りとして發行を停止せられたから、發行回数は前後十二回、金額は二千餘萬圓に過ぎなかつた、又それが年々償還されるので現在の殘高は、原發行高の約四分の三となり、且其の額は年一年と一層減じ行くのである、然るに一方債券の需要は其の普及に伴つて逐年増加の勢にあるから供給は需要に伴ふ能はずして、其の値段は騰貴一方に向て居る、其の證據は既掲の値段の比較表に於ける騰落歩合を参照すれば直ぐ判る。それは一般の趨勢が騰貴の方に向つて居るときは他のものよりも一層特別の歩合を以て昂騰するが、若し一般が下落の趨勢なるときは、他のものに比して非常に輕微の歩合で下降するに過ぎざることが明かに看取されるのである。斯く値段に於て常に

強氣一方なりし貯蓄債券も、大正六年中政府に於て戦時貯金券發行の企てありて、其の法案が議會に提出さるゝや、其の打撃劇甚にして、茲に恐慌的暴落相場を演ずるに至つたが、間も無く其の法案の不成立と共に復活することゝなつた。併し一時は大分其の脅威を受けたのである。

勸業(割増)貯蓄債券發行回數及金額年次比較表

年次	發行回數	發行金額	同上額中 賣殘額	同上種別	年次	發行回數	發行金額	同上額中 賣殘額	同上種別
明治三一	四	五〇〇〇	萬圓		明治四二	四	六〇〇〇	萬圓	
三二	二	二五〇			四三				
三三	二	二五〇			四四	三	一、一〇〇		四四三十七回
三四	四	四〇〇			大正元	四	一、四〇〇		
三五	三	三〇〇			二	四	一、一〇〇		四十七回、四十八回、四十九回
三六	五	六〇〇			三	四	一、三〇〇		五十回、五十四回、五十五回
三七	三	二〇〇			四	二	八〇〇		
貯蓄債券	三二	四〇〇〇							

第五章 一般的原因に基く債券値段變動の趨勢

敍上各章の一般的原因は、一般有價證券に共通のもので、獨り債券にのみ對する特異のものに非ざるも、是等の原因に基く騰落の跡を通覽するに、其の間自ら債券的氣分の横溢するものあるを認めらるゝ、それは額面又は利率等に關係して騰落の歩合に大分差違あることで、即ち經濟界の變動に依る値段の比較表中最初の分の不況に基づく下落の方は、各債券毎の下落歩合に別段の差違無く略一樣の比例になつて居るが後の好況に因る騰貴の方では價格の安いもの程大なる上騰歩合を示して居り、二十圓

三八	四	六五〇	元	に號、と號	五	二	九〇〇	
三九	五	一、〇五〇	二	り號	六	二	一、一〇〇	
四〇	三	六〇〇	九	廿三回、廿四回、廿五回	七	三	二、六〇〇	
四一	三	五五〇	五	九	八	一	一、〇〇〇	
				廿八回				

券の如きは僅に三分又は九分位なるに拘らず、十圓券は一割乃至二割三分にして、又五圓券に到ては二割四分に達して居る、要するに少き金で成るべく多數の籤を見得るもの、希望者が多い證左で、即ち利廻りよりも籤に對する需要旺盛なるを表明して居る、次に第二章の月賦制限の影響より來た比較表では、第六十三回第六十七回債券の如き割増金二千圓附三回抽籤ものの一割三四分を筆頭とし、籤の有利なるもの程大なる打撃を受けて居る、是れは其の下落を促した原因の性質上、必然の結果であらねばならない、然るに貯蓄債券は其の利率や附與せられた割増金等に徴しても、籤を主としたものなること明らかなるに拘らず、此場合割合に籤に緣故の遠き廿圓券などと同様輕微なる影響を受くるに過ぎ無かつたのは、全く前章に述べた通り供給杜絶に伴ふ需要の増加歩合が、月賦制限に基づく需要の減退歩合以上に旺盛な爲である、又第三章の金利の變動に基づく比較では額面金額の多少に依りて其の騰落の歩合に歐洲戰の影響に基いた騰貴の場合程の甚しい差違は無いが、只此場合には戰爭に依る好景氣のと

きた反對に、額面金額の多きもの程幾分上騰の強き歩合が含まれて居るやうに見受けらるる、畢竟金利の下落より影響した騰貴なるが故に、籤よりも利廻りに重きを置かれたのである。



### 第三篇 局部的原因の一

#### 第一章 利率

##### 第一節 種別

債券の利率に貯蓄は三分、十圓券は三分六厘、四分、四分五厘、五分、廿圓券は四分五厘、五分の別がある、之を債券發行の年代に依て區別すれば、明治三十一年十一月發行の第四回勸業債券より三十五年六月の第十四回迄は五分、三十五年九月の第十五回より三十七年九月の第廿二回迄は四分五厘、四十年の第廿三、廿四、廿五回は三分六厘(複利)、四十一年七月の第廿六回以降四十二年十二月の第三十二回迄は五分、四十四年三月の第卅五回、同年九月の第卅七回は四分五厘、同年十二月の第三十八回以降大正五年五月の第六十四回迄は五分、同年十二月の第六十五回は四分五厘、六年

九月の第六十六回以降は何れも四分利附である、要するに其の時々の金利の状態が斯く異なつた割合を附與するに到らしめたのであらう。

##### 第二節 利率の債券値段に及ぼす影響

利率の多少が債券値段に至大の關係を持つて居るは申す迄も無く、他の條件にして總て同一ならんには、五分利のものは四分利のものよりも一分の利廻りがよき丈高價になる勘定であるけれども、實際は利廻り以外に價格を支配する種々異なつた條件が附帶して居るから、左様簡單に計算し得無いのである、而して利率の相違に因る値段の差違を數年間に涉つて比較すると、左表の通で表中比較の各種別は何れも同一條件にして同一利渡月のものを選定したのであるに拘らず、年に依て其の差が違つて一定の割合に爲つて居らない、畢竟其の年々の金利や經濟狀態や其の他から來た自然の結果であらうと思はれる。

利率別債券値段比較表 (表中の値段は總て當該年中の最高價格とす)

種別	廿圓券		同上		十圓券	
	第九回	第十六回	第八回	第十八回	第七回	第十七回
明治四十年	一八・二〇	一六・八〇	一八・二〇	一六・六〇	八・八〇	八・八〇
明治四十二年	一九・二五	一七・三〇	一九・三〇	一七・三〇	九・八〇	九・八〇
明治四十三年	二〇・九〇	二〇・二〇	二〇・九五	二〇・三〇	一一・一五	一一・一五
明治四十四年	二〇・九〇	二〇・二〇	二〇・八五	二〇・二五	一〇・八五	一〇・八五
明治四十五年	二〇・三〇	一八・九五	二〇・二五	一八・九〇	一〇・三〇	一〇・三〇
大正二年	一九・八五	一七・六五	一九・六〇	一七・六〇	九・六〇	九・六〇
大正三年	一八・一五	一六・七五	一七・八五	一六・六〇	九・五〇	九・五〇
大正四年	一八・五五	一六・八〇	一八・四〇	一六・九〇	九・六五	九・六五
大正五年	一九・八〇	一八・二五	一九・四〇	一八・四〇	一〇・七五	一〇・七五
大正六年	二〇・二〇	一九・一五	一九・二〇	一八・二〇	一一・一五	一一・一五
比較差額	一・三〇	一・三〇	一・一〇	一・一〇	一・三〇	一・三〇

第三節 利廻計算方

債券は新規發行のものを勸業銀行で賣出中は、普通額面で購ひ得るが其の後は時價

で賣買さるることになる、此場合に額面之を買へば其の利廻りは無論券面所定の割合である、けれども若し之を額面と違つた金高で買ふときは、其の利廻りも違つて來て五分利附でも五分五厘に廻つたり、或は四分五厘丈よりか廻らなかつたりする、即ち五分利十圓券を十圓で買へば、正に五分の利廻りなることは確實であるけれども、之を十圓以下で買へば實際支出した元金は減つても、毎年受取る利息はやはり五十錢で異動がないから利廻りは増加して五分以上となり、其の反對に十圓以上で購ふときは利廻りが減じて五分以下となるので、其の歩合は買入値段で利金を除して見れば算出される、例へば五分利十圓券を九圓で買つたとすれば年利の五十錢を九圓で除した商の五分五厘餘が其の利廻りとなる勘定である、但し此場合に附屬の月割利金(最近のに附屬するに到つた月割の利金にして例へば七月利渡の五)があるときは買入値段が其の利金の高十回債券には九月に於て七八兩月の月割利金附屬するの類)があるときは買入値段が其の利金の高丈安價になつて居る譯であるから、買入値段から其の月割利金丈差引いたもので利廻りを計算するのが至當である。

一般に債券値段の計算に際して兎角利金の計算を洩らす場合が多い、例へば第三回の債券を一月に十圓五十錢で買つて、之を十二月に十圓九十錢で賣拂つたと假定せば、四十錢高に賣つた譯であるから四十錢の利益を得た勘定になる、然るに第六十三回は一月の利渡である故に、十二月には已に四十五錢の月割利金が附て居る譯である、之を四十五錢高即ち十圓九十五錢に賣つて始めて元金と當然の利息丈とを取る計算になるから、之を十圓九十錢で賣つたとすれば、四十錢の利益處が却て五錢の損失を爲して居る筈である、又第二十八回の債券を一月に十圓五十錢で買つて翌二月に十圓二十錢で賣つたとすると、一見大分損を爲たやうに見ゆるが、實際は第廿八回は二月の利渡であるから五十錢の利子を取つた後を賣つたのである、故に損失處が實際は若干の利益を得て居る勘定である、斯く利金は賣買値段と密接な關係を持つて居るから、其の計算は決して等閑に附すべからざるものである、今各債券毎月の月割利金の高を表示すれば附録第七號表の通である。

## 第二章 額面

債券の額面は貯蓄債券は五圓、勸業債券は十圓及二十圓の二種で、第四回より第十二回迄は二十圓、第二十三回より第三十七回迄は十圓、第三十八回より第四十三回迄及第五十五回は二十圓、第四十四回以下は第五十五回を除くの外總て十圓券である債券は元來零碎の資金を吸収するを目的としたものであるから、其の需要者の階級に依りては十圓券は二十圓券の半分であるから買ひ易く、五圓券は又其の半分になるから一層買ひ易く、即ち額面の少い程需要が多いから、値段も從て割高になつて居る、同じ五分利でも十圓券の値段は額面を抜くことが多いが、二十圓券は二十圓を超ゆることが稀である、十圓丈の金より外持て居らぬ人は十圓券を買ひ、二十圓券を買ひ得ぬは勿論である、けれども二十圓を持て居る人でも二十圓で二十圓券一通を買つて一通丈の籤を見るよりも、十圓券を二通買つて二通分の籤を樂しまうと云ふ希望者が多

いからである、それと同じ理由で五圓の貯蓄債券などは僅に三分利なるに拘らず、非常に割高な値段になつて居る、是れには種々他の理由もあるけれども額面が少くて買ひ易いのも確に一原因を爲して居る、されば五圓券及十圓券は利廻りなどは第二段とし、籤を見るの目的で多く所有され、廿圓券は籤は第二段とし、利廻りを目的として所有される場合が多い、廿圓券が社寺學校又は各種組合團體等の基本財産として歓迎せらるるのは之が爲で、從て其の多くは世襲的に永く所有せられて、容易に賣り物として市場に表はれぬ、即ち浮動物が少いから其の現物は市場に常に拂底勝である。斯く二十圓券と五圓又は十圓券との間には劃然たる需要者の區別があるから、相場の変動に就ても聊か趣を異にして居る、即ち一般金利の高低は二十圓券に對しては極めて鋭敏に響くが、十圓券以下に對しては左程で無い代りに、籤に關する諸種の材料は極めて鋭く影響することは前篇中に述べた通である。

### 第三章 割増金

#### 第一節 割増金の種類個數及總額

現行割増金の種類は勸業債券は二千圓、千圓、五百圓、三百圓、百圓、十圓、五圓、三圓の八種で、貯蓄債券は五百圓、百圓、十圓、五圓、二圓の五種である、而して勸業債券割増金の第一等は第四回及五回債券は三百圓、第六回以降第五十四回債券迄は第廿三、廿四、廿五回債券の五百圓なるを除くの外は總て一千圓、第五十五回債券以降今日迄發行の分は總て二千圓である、第二等割増金は第八回乃至第十四回、第十六回乃至第二十二回、第二十六回乃至第四十八回債券の五百圓なる以外は總て百圓である、又其の二等五百圓付のものには外に第三等割増金として百圓が添付されてある、其他十圓五圓及三圓は或は第三等或は第四等第五等として添付されて居る、貯蓄債券は總て第一等割増金五百圓、第二等百圓、第三等十圓、第四等五圓、第五等二圓と各種

勸業債券抽籤の光景



類一様の階級で附與されて居り、其の詳細は附録第三號及第四號表の通りである。

次に附與の割増金額及總金額は勿論附録第三號及第四號表の通りである。各差別はあるけれども、其の外に尙同一債券でも抽籤回次に依て違ふものが多い、それは初回又は初回より二三回迄に特別に多額の割増金が附與されてあることで、第四回より第十回迄のものを除くの外勸業債券及貯蓄債券は、全部左様になつて居る、つまり賣出の價格を維持する必要から起つたことであらう、貯蓄債券には其の外に尙抽籤回次の第十六回以前と其の後に依て割増金の違つたものがある。

る、に號よりを號迄がそれで畢竟抽籤回次の第十七回目から償還金額が増加されるから、是れに比例する意味かと思はれる、此十七回目からの割増金はに號よりへ號迄は個數も金額も共に増されて居るけれども、と號以下は個數のみ大分増されたが金額は格別増加されて居らない、而して前述の特別に多額の割増金が附與せられて有利なる籤は普通は初回の抽籤丈であるが、是れが二回以後の抽籤迄は勸業債券としては最近發行の第六十九回第七十回及第七十一回債券丈で三回目迄同一の籤が繼續される、又貯蓄債券ではと號乃至を號で何れも二回目の籤迄である、けれどもと、ち、りの外は二回目に若干其の額を減せられてある。

今各債券に就て其の各組に附與せられた個數と金額とを比較すると、初回籤(二三回ヲ含ム)に對する個數は勸業債券で多いのは第十一回乃至第十八回債券の六百廿五個、第廿三回乃至第廿五回債券の五百個、少いのは第卅五回及第卅七回債券等の百五十個で、貯蓄債券では何れも一樣に一千個である、又金額は勸業債券で多額なのは第廿

四回及第廿五回債券の二萬二千餘圓、第廿三回債券の一萬七千餘圓、第五十五回乃至第六十三回債券の一萬四千六百餘圓、少額なのは第十二回乃至第十四回債券の七千餘圓、貯蓄債券では多いのはを號の二萬二千餘圓、少いのはは號る號等の一萬三千餘圓である、次に其の以後の抽籤の個數は勸業債券で多いのは第廿三回乃至第廿五回債券の五百個、第十九回乃至第廿三回債券(以上ハ何レモ二十回券ニテ一組ノ發行通)の二百個、第五十二回乃至第六十三回債券の三百個(第五十五回ハ廿圓)少いのは第廿六回乃至第三十二回債券の五十個、貯蓄債券では抽籤回次の十六回目以前と其の後の區別あるもので、十六回目迄は何れも四百個、其の以後の分の比較では多いのはは號る號へ號の千二百個少いのはと號乃至を號の六百個である、又金額は勸業債券では多いのは第廿四回及第廿五回債券の六千餘圓、第廿三回、第五十五回乃至第六十三回債券の四千餘圓少いのは第四回及第五回債券の二千圓(四回ハ二百萬圓ニ對シ四千圓又五回ハ百五十萬圓)貯蓄債券では多いのはは號る號へ號の八千圓少いのはと號乃至を號の三千餘圓である。

尚以上各種債券中で毎回の償還の際償還通數と割増金個數と同一のもの、即ち割増金總當りのものは左の通である。

總當りの抽籤回次	債券種別	摘要
初回	自第十八回 至第三十八回	各債券現在ノ抽籤回次ハ第四章第一節參照ノコト
初回乃至第三回	自第三十八回 至第六十八回	
同 第五回	自 是ハ 號	
同 第十六回	自第五十二回 至自 至 號	
同 第二十回	自第廿九回 至自 至 號	
同 第四十一回	自第二十三回 至第二十五回	

第二節 臨時償還の場合に於ける割増金

臨時償還を爲さる、場合に附與さる、割増金は、勸業債券は第四回より第十七回債

券迄は毎回償還の額の二倍又は数倍の額を一時に償還せらるゝときは、毎回償還額の比例で割増金を追加せられ、又第十八回以下の債券は左記臨時償還金高の割合に應じ一回分の割増金が附與せらるゝ筈である、而して其の附與さるゝ割増金の種類は、同一の債券にして二種類以上あるものは最終に適用さるゝ分を附與せらるゝ筈である。

第十八回	臨時償還高五萬圓迄毎に一回分の割増金
第十九回	同 六萬圓 同
第二十回	同 十二萬圓 同
第二十一回及第二十二回	同 六萬圓 同
第二十三回乃至第二十四回	一組の同 十萬圓 同
第二十五回乃至第二十九回	同 同 廿萬圓 同
第四十一回以降	同 同 廿萬圓又は其の未滿毎に一回分の割増金

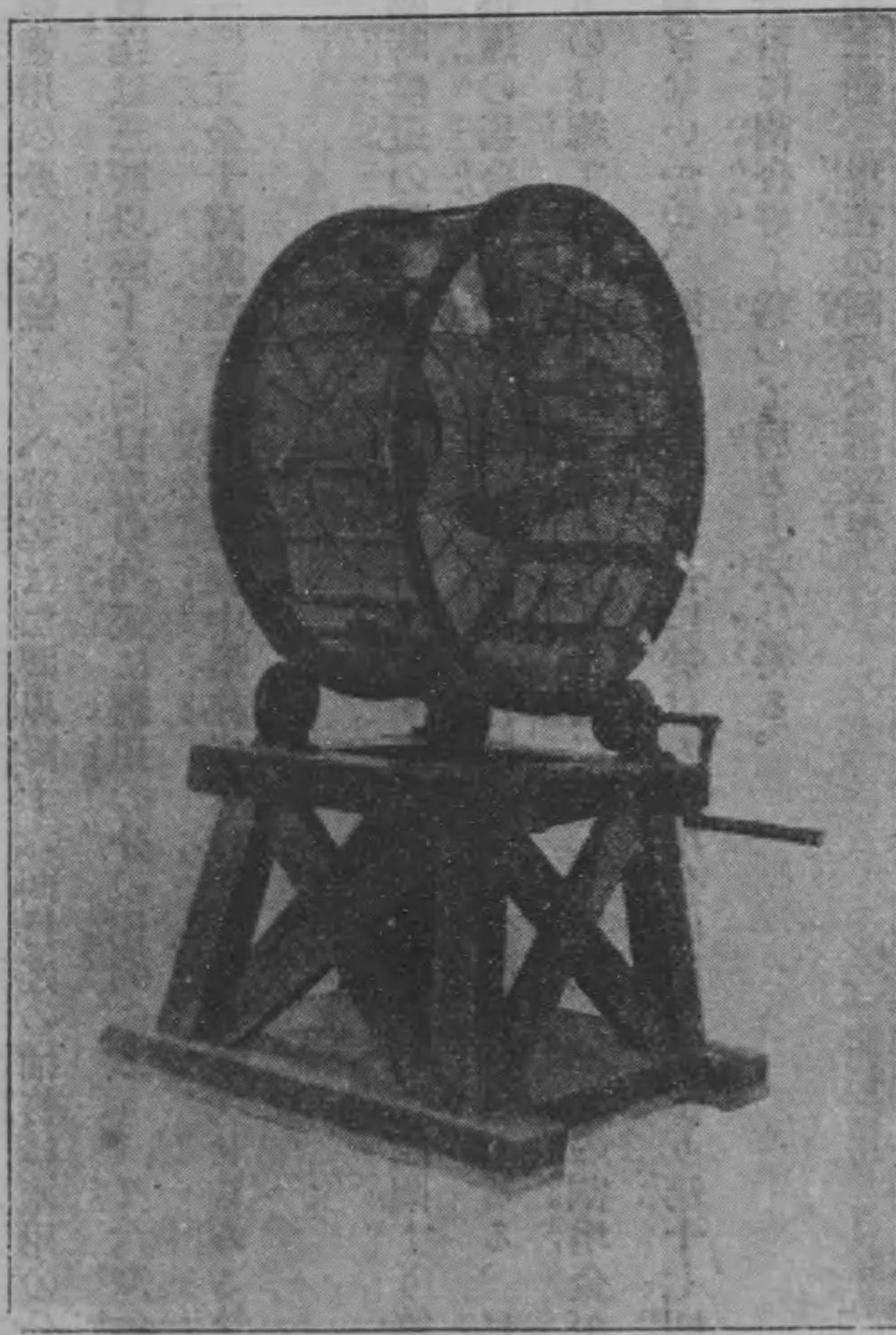
又貯蓄債券は最初の五箇年間は償還額に應じ、其の割増金はイ號よりは號迄は二回以降の抽籤に適用の分、ニ號よりヘ號迄は二回以降十六回目迄の抽籤に適用の分、又と號よりを號迄は三回以降十六回目迄の抽籤に適用の分の比例により、又六箇年以後は一組の償還元金十萬圓迄毎に割増金表中最終のもの一回分を附與せらるゝ筈である。

以上各種の臨時償還の際に於ける割増金を通覽するに、勸業債券の第四回より第十七回迄は臨時償還の場合でも、定期償還と同一割合にて割増金を提供せらるゝ、けれども其の他のものは總てある特別多額なる償還高に對して定期一回分の割増金が附與せらるゝに過ぎないから、臨時償還の場合に於ける割増金は第四回より第十七回迄の勸業債券が一番に割合好く爲つて居ると云ひ得る。

第三節 現在の割増金當籤率

勸業債券は抽籤回次の二回目以降(初回籤が三回目迄同一)又貯蓄債券は、る、は號は

二回以降、其の他は十七回以降の抽籤に對する割増金は個數及金額共總て最後迄同一で全く増減無く、又一方其の元金は償還の都度償還金額丈づゝ減じて來るが故に減つた元金に對し何時迄も同一個數及金額の割増金が附與せらるゝから、一回は一回より其の當籤率が増して來るのである、今現在に適



太鼓型抽籤機

用せらるゝ割増金の個數及金額を抽籤未済の元金に對照して其の當籤率を算出するときは本年五月末日現在に於て附録第三號及第四號表の通となるのである其の内當籤率の最も好歩合のもの若干を摘記すれば、

(一) 個數に對する壹回の當籤率 (但し當籤率三十分以上)

債券一萬通ニ對スル當籤率	五十八個	五十六個	三十一個	四十八個	四十七個	四十一個	四十個	三十九個	三十八個
債券種類別	23回	24	25	52	54	58	63	12	13
	11	16	4	19	20	21	22	14	18

十圓券

二十圓券



三十七圓	三十八圓	三十九圓	四十圓	四十一圓	四十二圓	四十三圓	四十四圓	四十五圓	三十圓	三十五圓	三十六圓	三十七圓	四十五圓	五十四圓
5	4	19	7	6	12	11	8	55	35	52	26	27	58	23
21	20		18	14	13		9			54	28	29	63	
22				15	16		10			64	30			
					17					65	31			
										66	32			
										67				
										68				
										69				
										70				
										71				

(第六十九回第七十回及第七十回は抽籤同次四回目を以て降分)

廿圓券

十圓券

七十七個	三十六個	三十一個	百六十個	百五十六個	百五十二個	七十七個	七十六個	七十五個
------	------	------	------	-------	-------	------	------	------

55	7	5						
----	---	---	--	--	--	--	--	--

(二) 金額に對する一回の當籤率 (當籤率三十圓以上の分)

債券額面一萬圓ニ對スル當籤率

債券同別

七十六圓	七十二圓
69	24
70回	25
71回	
(三回抽籤)	
(同上)	

を、と、り、ぬ、る、ち、へ、に、ほ、い、ろ、は、

貯蓄債券

右の表中で少しく説明を要するのは勸業債券の第四回より第廿二回迄、及貯蓄債券のい、る、はは毎償還期の償還元金が一定して居るから、最終に償還される元金も其の一回分に過ぎざることとは明瞭である、けれども勸業債券の第廿三、廿四、廿五回

債券別	一萬通ニ對スル當籤通數	一萬圓ニ對スル割増金額	債券別	一萬通ニ對スル當籤通數	一萬圓ニ對スル割増金額	債券別	一萬通ニ對スル當籤通數	一萬圓ニ對スル割増金額
四回	二、〇〇〇	一、六〇〇	二回	二、二二二	一、七五八	五回	四九	七二
五	一、六〇一	一、六〇一	三回	二、二二二	二、二二四	六回	四九	七二
六	一、二九六	一、八〇〇	四回	一、三三八	二、二二四	七回	二五	五八
七	一、六〇一	一、七六一	五回	二、二二二	三〇八	八回	二五	五七
八	一、二四八	二、〇二四	六回	二、二二二	一、五五四	九回	二五	五七
九	一、八八八	二、〇二四	七回	二、二二二	一、三三七	十回	二五	五八
一〇	一、八八八	二、〇二四	八回	二、二二二	一、二二六	十一回	八七〇	一、二五七
一一	一、八〇八	一、九七六	九回	二、二二二	一、二二六	十二回	一八五	二四六
一二	二、〇〇〇	二、〇四〇	十回	二、二二二	一、二二六	十三回	九三	一一四
一三	二、〇〇〇	二、〇四〇	十一回	二、二二二	一、二二六	十四回	九三	一一四
一四	二、二二二	一、七八六	十二回	二、二二二	一、二二六	十五回	九三	一一四
一五	二、二二二	一、七八六	十三回	二、二二二	一、二二六	十六回	九三	一一四
一六	二、二二二	一、七八六	十四回	二、二二二	一、二二六	十七回	九三	一一四
一七	二、二二二	一、七八六	十五回	二、二二二	一、二二六	十八回	九三	一一四
一八	二、二二二	一、七八六	十六回	二、二二二	一、二二六	十九回	九三	一一四
一九	二、二二二	一、七八六	十七回	二、二二二	一、二二六	二十回	九三	一一四
二〇	二、二二二	一、七八六	十八回	二、二二二	一、二二六	廿一回	九三	一一四
二一	二、二二二	一、七八六	十九回	二、二二二	一、二二六	廿二回	九三	一一四
二二	二、二二二	一、七八六	二十回	二、二二二	一、二二六	廿三回	九三	一一四
二三	二、二二二	一、七八六	廿一回	二、二二二	一、二二六	廿四回	九三	一一四
二四	二、二二二	一、七八六	廿二回	二、二二二	一、二二六	廿五回	九三	一一四
二五	二、二二二	一、七八六	廿三回	二、二二二	一、二二六	廿六回	九三	一一四
二六	二、二二二	一、七八六	廿四回	二、二二二	一、二二六	廿七回	九三	一一四
二七	二、二二二	一、七八六	廿五回	二、二二二	一、二二六	廿八回	九三	一一四
二八	二、二二二	一、七八六	廿六回	二、二二二	一、二二六	廿九回	九三	一一四
二九	二、二二二	一、七八六	廿七回	二、二二二	一、二二六	三十回	九三	一一四
三〇	二、二二二	一、七八六	廿八回	二、二二二	一、二二六	三十一回	九三	一一四
三一	二、二二二	一、七八六	廿九回	二、二二二	一、二二六	三十二回	九三	一一四
三二	二、二二二	一、七八六	三十回	二、二二二	一、二二六	三十三回	九三	一一四
三三	二、二二二	一、七八六	三十一回	二、二二二	一、二二六	三十四回	九三	一一四
三四	二、二二二	一、七八六	三十二回	二、二二二	一、二二六	三十五回	九三	一一四
三五	二、二二二	一、七八六	三十三回	二、二二二	一、二二六	三十六回	九三	一一四
三六	二、二二二	一、七八六	三十四回	二、二二二	一、二二六	三十七回	九三	一一四
三七	二、二二二	一、七八六	三十五回	二、二二二	一、二二六	三十八回	九三	一一四
三八	二、二二二	一、七八六	三十六回	二、二二二	一、二二六	三十九回	九三	一一四
三九	二、二二二	一、七八六	三十七回	二、二二二	一、二二六	四十回	九三	一一四
四〇	二、二二二	一、七八六	三十八回	二、二二二	一、二二六	四十一回	九三	一一四
四一	二、二二二	一、七八六	三十九回	二、二二二	一、二二六	四十二回	九三	一一四
四二	二、二二二	一、七八六	四十回	二、二二二	一、二二六	四十三回	九三	一一四
四三	二、二二二	一、七八六	四十一回	二、二二二	一、二二六	四十四回	九三	一一四
四四	二、二二二	一、七八六	四十二回	二、二二二	一、二二六	四十五回	九三	一一四
四五	二、二二二	一、七八六	四十三回	二、二二二	一、二二六	四十六回	九三	一一四
四六	二、二二二	一、七八六	四十四回	二、二二二	一、二二六	四十七回	九三	一一四
四七	二、二二二	一、七八六	四十五回	二、二二二	一、二二六	四十八回	九三	一一四
四八	二、二二二	一、七八六	四十六回	二、二二二	一、二二六	四十九回	九三	一一四
四九	二、二二二	一、七八六	四十七回	二、二二二	一、二二六	五十回	九三	一一四
五〇	二、二二二	一、七八六	四十八回	二、二二二	一、二二六	五十一回	九三	一一四
五一	二、二二二	一、七八六	四十九回	二、二二二	一、二二六	五十二回	九三	一一四
五二	二、二二二	一、七八六	五十回	二、二二二	一、二二六	五十三回	九三	一一四
五三	二、二二二	一、七八六	五十一回	二、二二二	一、二二六	五十四回	九三	一一四
五四	二、二二二	一、七八六	五十二回	二、二二二	一、二二六	五十五回	九三	一一四

二百廿二圓  
二百八圓  
二百三圓  
九十三圓  
九十二圓  
九十一圓

い、る、は、  
に、は、  
へ、  
と、ち、  
り、め、る、  
な、

第四節 最終の割増金當籤率

割増金は償還回次の進むに従つた元金に對して前と異ならぬ金額の割増金が附與せらるゝから、一回は一回より漸次其の當籤率が好くなつて來ることは前述の通りある、然らば償還が追々進んで愈々最終の償還期となつたならば、其の當籤率が如何程位迄の好率に進むかを調査すると左表の通となる。

勸業債券最終抽籤に於ける割増金當籤率比較表

貯蓄債券

及貯蓄債券の號以下は抽籤回次の半分以下から、又勸業債券の第廿六回以降は初回抽籤の分から、何れも毎回の償還高は單に何圓以上となつて居て、只其の最少額が示されてあるに過ぎぬ、尤も目下の處は其の最少額が毎回償還されて居るけれども今後償還年限が近づくに従て其の金額が増加される場合があらうと思はれる、けれども其の金額は今日に於て算定出来ないから、是等のものに對しては兎に角最少限の高丈毎回償還されるものとして最終に残る元金を算定したのである、從て其の元金に依り算出されたる當籤率は結局最少限度の率になる譯であるから、今後償還金額の増加、又は臨時償還の行なはれる度毎に其の歩合が漸次好くなる譯である。

以上の當籤率を通過するに最も當籤歩合の好きものは、勸業債券の第四回から第廿二回迄、及貯蓄債券の號は號で、殊に第十六回乃至第十八回の如きは當籤歩合が二割即ち十通の内二通迄が割増金付に當り、且元金二十圓に付即ち一通當り平均四圓八錢の割増金が付く様な、極めて有利なものとなるのである、其の他のものは格段

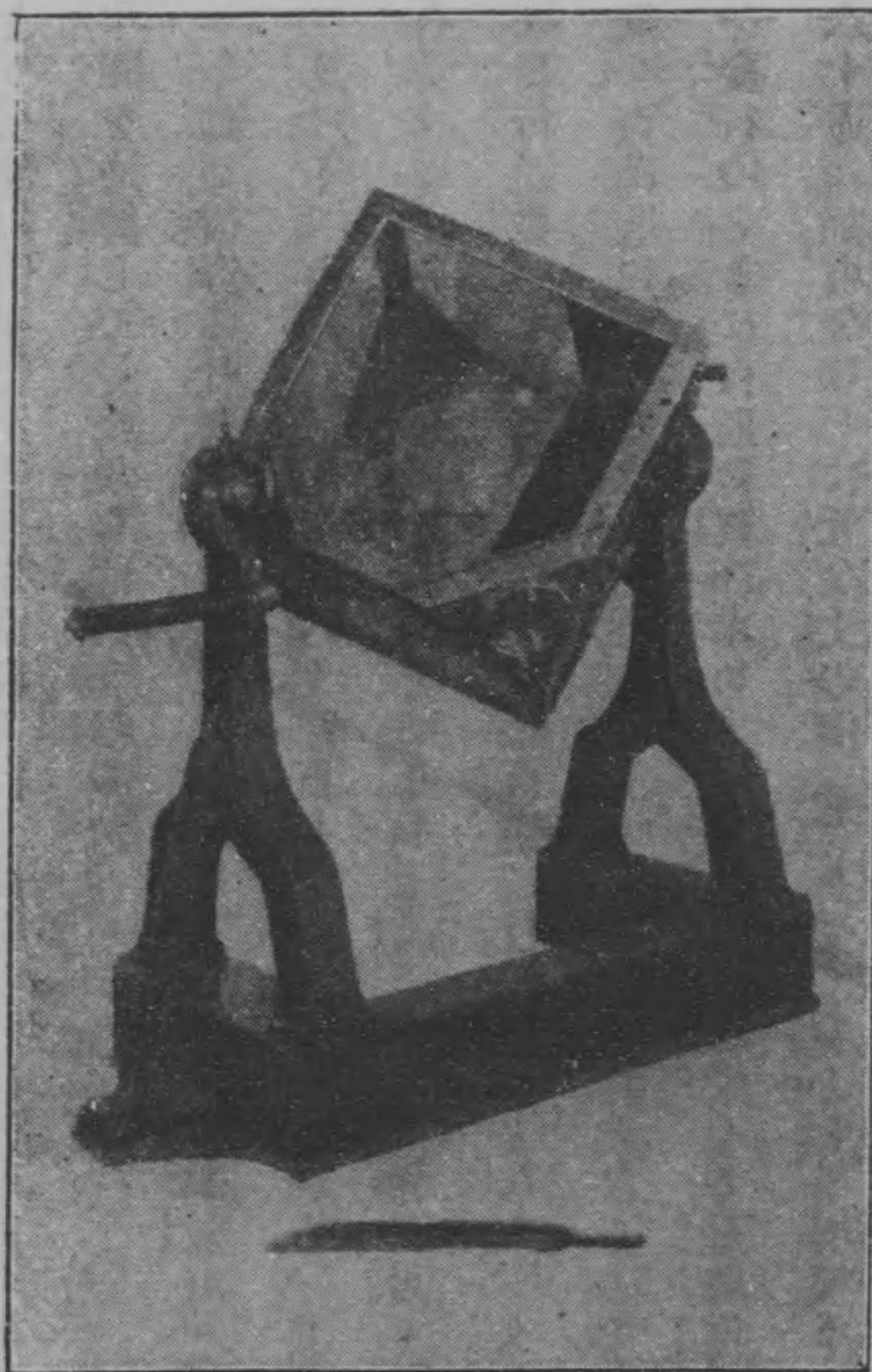
に率下落するが、それでも勸業債券の第廿參回から第廿五回迄及貯蓄債券の號からへ號迄が幾分有利で、勸業債券の第廿六回及貯蓄債券の號以下となると大分率を下になる、殊に勸業債券の五十五回以下は個數及金額共に其率が最低位になつて居る。尙償還元金の毎回一定して居る勸業債券の第四回乃至第廿二回及貯蓄債券の號乃至は號でも、銀行の都合に依りては最終に臨時償還が爲される場合がないとも限らない、其の場合に如何やうの率になるかと云ふに、其の中で第四回乃至第十七回は臨時でも定期でも償還の割合に毫も異動がなく從て割増金の當籤率にも變りはないが、其の他のものは左の如き割合となるのである。

種別	一萬圓二對スル當籤通數	一萬圓二對スル割増金額	種別	一萬圓二對スル當籤通數	一萬圓二對スル割増金額
第十八回	五〇〇	五一〇	第廿二回	六六七	五二七
第二十九回	六六七	五三六	い、ろ、は號	五〇〇	七二三

尤も右の當籤率及前表の勸業債券の第廿三回以下及貯蓄債券のに號以下の當籤率は最も悪き場合を豫想したものであるから、實際上に在ては此率よりも好くなることあるも、悪くなることは無い、けれども定期償還の割合のみに依て計算したもの、即ち最好歩合を示す第四回乃至第十七回に在りては毎回償還の元金の高は若干圓を下らざる額と爲つて居るから、場合により多少増額の餘地があり、又斯く増額の場合に其の増額された高が定まつた償還額の倍額以上に達せざれば割増金額は別に増加され無いからそれ丈當りが悪くなるのである、併し其の歩合は如何なる場合でも右表の率の半額を下ること無きは勿論だが、兎に角右表よりも多少下る場合があり得ることを豫想せねばならぬ。

尙本節の當籤率は最終償還の際に於ける割合であるから、只最後の一回に對する分で其の以前即ち此最後の一回に到達する迄の道筋に於ける率は無論別の計算に依らざる可からざる筈である、併し此の最後のものと雖も現在の率より急轉直下此の率に

到達するに非ずして、抽籤回次の進行に伴うて一步一步此の率迄に進むのであるから、現在から最後迄の間に於ける率は前節に記載した率と本節に述べた率との間になる譯で、其の内此處數年間には多少好歩合に向ふとは云ふもの略現在の分に近い率に當り、而して又其の中間に於ける若干年間は現在と最終との丁度中間の率に相當する譯である。



機籤抽形柄

近い率で、又最後の數年間は多少低下の傾はありとも略最終の分に近い率に當り、而して又其の中間に於ける若干年間は現在と最終との丁度中間の率に相當する譯である。

第五節

全期間通算の割増金當籤率

現在及最終に於ける割増金當籤率は前二節に述べた通りであるが、之を債券の發行より全部の償還迄の全期間即ち勸業債券なれば四十箇年間又貯蓄債券なれば二十箇年間を通算して見たならば何うなるか。

今勸業債券の廿四回に就て見るに、毎回の割増金個數が一組に付五百個金額が初回二萬二千二百圓、二回以降六千四百七十五圓であるから、其の總抽籤回數八十回分を合算すると割増金個數四萬個金額五十三萬三千七百廿五圓となり、其の個數を一組の總發行通數の十萬通に割當てると百通に付四十個となり、又其の金額を一組の總發行額一百萬圓に割當てると百圓に付五十三圓卅七錢となるのである、故に廿四回の債券を發行のときに百通を買ひ求めて全部の償還を受くる最終迄之を所持すれば、其の内六十通は割増金なしに元金丈の償還を受くるとしても残りの四十通は割増金付の償還を受け、又其の割増金は百圓に付五十三圓餘であるから百通の元金千圓に對しては

五百卅三圓餘に當る計算である、斯様な計算に依て總ての債券の當籤率を調査すると別表の通となるが、其の内勸業債券に就て當籤個數を比較すると、割の好いのは廿三回乃至廿五回の四十個、十九回乃至廿二回の卅二個で、割の悪いのは廿六回乃至卅二回の五個五分、卅五回及卅七回の六個五分等である、又割増金額では廿四回、廿五回の五十三圓餘、廿三回、五十五回、五十八回及六十三回の卅八圓餘等が最も好歩合で四回乃至七回の十六圓乃至十八圓等が最低歩合である、次に貯蓄債券はと云へば割増金個數が廿個乃至廿四個、又金額は卅圓乃至卅五圓で何れも大差は無しである。

次に又債券所持者の總てが目標とする百圓以上の割増金に就て、全期間を通算したる當籤割合を債券千通に對して算出すると別表の通で、勸業と貯蓄とを通じ一番に割の善いのは廿四回、廿五回、五十五回の廿個餘、割の悪いのは貯蓄の三乃至五個餘、勸業の卅五回、卅七回、六十四回乃至七十一回、四十四回乃至四十八回の五個乃至六個餘等である、されば廿四回又は廿五回の債券を發行のときより最終迄千通所持する

と其の内廿通八分は百圓以上の割増金に當る割合である。  
 以上は何れも發行のときより最終迄の全期間を通じての計算であるから、中途より所持又は中途にて手放したる場合は勿論別である。

最後に勸業債券廿四回の一種に就て、本章第三節、第四節及本節の率を通覽するときは割増金當割割合は結局斯様な譯になるのである、發行の最初より償還の最終迄之を所持するときは百通中四十が一般割増金に又千通中廿通八分が百圓以上の割増金當割割合となるから、二通五分を持ては其の中の一通が一般割増金付に當る割となり又四十八通を持てば其の中の一通が百圓以上の割増金に當るの割合になる譯である、次に現在に於ける毎回の一般割増金當割割合は第三節に依り一萬通に對する五十六であるから、毎回百七十八通を所持して居れば其の中の一通が割増金に當る割となり、次に又最終に於ける當割率は第四節に依り一萬通に對する二百卅八通なれば四十二通を所持して其の中一通が割増金に當る割である、斯く云へば少數の債券所持者は以上の

當割率に達せざれば當割の見込が無いものと早呑込みをする人が無いとも限らないが、之は單に總數に對する平均割合を示したものに過ぎぬから、事實は決して左様に悲觀したものでは無く、僅に一通の所持者と雖も其一通は債券總數中の一通である以上は最初より最終迄所持の場合の當割標準たる二通五分中の一通であり、又其百圓以上當割標準たる四十八通中の一通であり、又現在の毎回の當割標準たる百七十八通中の一通であるから、運さへあれば何等かの割増金に當り、尙一層運が強ければ五百圓の一等割増金にも當り得るのである、是れは只廿四回債券丈の一例に過ぎないが其の他の種類の債券の場合でも全く同様である、又之を實例に徴するも百圓、五百圓、千圓又は二千圓等の大きな割増金が、少數の債券所持者に當る場合が中々多い様であるから少數黨たる者大に意を強ふして可なりである。



圓を) 即ち一分八厘餘に相當する、然るに勸業債券中十圓券は第六十九回第七十回及第七十一回の初回籤(共通)を除けば第廿四回及第廿五回が最高率で、一回七十二圓年二回で百四十四圓即ち年一分四厘餘次が第五十八回第六十三回の百三十五圓(年三回一回の率四十)即ち年一分三厘五毛、次の第廿三回の百八圓(一回五十四)即ち年一分一厘弱を五圓の三倍)を除けば、餘は總て一分未滿に過ぎ無い、次に二十圓券は第五十五回の百三十五圓、(一回四十五)即ち年一分三厘五毛を除けば、餘は總て一分に達しない、されば最高率の貯蓄債券が僅に年三分の利子なるに拘らず、他の五分利勸業債券にも劣らぬ或はそれ以上の價格を維持して居るのは、洵に偶然に非らずと思はる、十圓券で當籤率の旗頭たる第廿四回第廿五回債券は貯蓄債券より率に於て多少劣るが、利子歩合は若干好くなつて居り、又大正十六年迄は割増金總當り即ち償還抽籤に空籤無しといふ特典を持つて居るに拘らず、値段は割合に振はぬ様である、畢竟一等割増金が十圓券中最低の五百圓と云ふことが累を爲して居るのかも知れぬ、其の他第五十八回第六十三回及

第五十五回等は何れも當籤率の高き丈値段に相當強みあることは認め得るが、當籤率の年一分に充たざるもの、即ち十圓券に在りては一回の率、卅七圓以下の第廿七回第廿九回等又廿圓券に在りては一回の率四十四圓以下の第八回第九回等は、各債券相互の間に當籤率に若干の差違あるに拘らず、別段相場上に其の相違の實現されて居らぬのは其の率の差たる至て輕微で到底相場上に影響を及ぼし得べき程度のもので無いからである。

### 第四章 抽籤回数

#### 第一節 種類

債券の抽籤回数は其の種類に依つて違つて居るが、貯蓄債券は年一回又は二回勸業債券は年二回又は三回である、而して勸業債券は同じ二回の抽籤でも、第卅八回以前の債券又は第六十四回及第六十五回の様最初から二回のもがあり、又其の他の債







に角最近數年間に於ける事實に徴するときは、抽籤回数に増すことは千圓の割増金が二千圓に増加するよりも以上に人氣を引いたことは確かである。尤も抽籤回数が増せば割増金の當籤率も之に伴うて多くなるから、自然値段も出る道理にはなる、然らば前記の債券の當籤率に幾何の差あるやを見るに、二回籤たる第廿六回乃至卅二回の毎回の當籤率は三十六又は三十七であるから、之を三十七とせば年二回で七十四になり、又三回籤たる第四十四回乃至第五十回の率は二十九であるから年三回で八十七となり、第五十二回及第五十四回は一回三十五の計算で年三回百五となる、されば二回籤の第廿六回等と三回籤なる第五十二回等とは三十一の差はあるが同じ三回籤たる第四十四回等とは十三の差に過ぎない、併し其の多い方の三十一としても一萬圓に對する卅一圓、即ち僅に三厘一毛丈の差に過ぎずして、其の差たるや微細にして餘り債券値段に影響を來すべき程のもので無いのである、然らば抽籤回数が多いものに對する値段の強みは、當籤率が増加すると云ふよりも寧ろ度々籤が見られる爲と云

ふにあるやうに思はれる。

次に貯蓄債券は如何と見るに最近三年間に於ける最高價格の比較は

- (一) 一回籤の値段
  - 五、六五 ろ號
  - 五、六〇 い、は、ほ、へ號
- (二) 二回籤の値段
  - 六、三〇 り號
  - 五、八〇 と號
  - 六、〇〇 る號
  - 五、七五 ぬ號
  - 五、九五 ち號
  - 五、四五 を號

以上の内發行額が特別に多額な爲廉價なるを號と抽籤月に於て優越なる地位を占むるが爲、特に高値なるり號とを除き其の値段を比較すると一回籤と二回籤との差は二十錢から三十五錢迄の間であるから、之を十圓券の割に引直すと其の倍額なる四十錢

から七十錢迄の見當になる、今十圓券の例に依りて之が當籤率を比較するに、い、ろ、はの二百三十一圓が首位で、ほ、への二百八圓又は二百三圓が次位と、ち、り、ぬる、をの二回籤が最低位の百八十二圓乃至百八十六圓(一回の率九十一圓乃至九十三圓の倍數)である、されば二回籤は一回籤に比して當籤率に於て一萬分の十七乃至四十九丈低位にあるに拘らず其の値段は前記の如く却て高値に居るのである、何故に斯く一回籤の當籤率が高いかと云へば、い、ろ、は等には毎回一等割増金五百圓が一組に付七個附與せらるる爲で若し二回籤にも毎回同一の割増金が附與せらるるとすれば、二回籤は一回籤に比して倍數の割増金が付く勘定になるから其の割合丈高價になるのが當然で別段不思議がなけれども、事實は反對で、ち、り等の二回籤には毎回五百圓が僅に三個附與せらるるに過ぎぬから、二回で漸く六個になる譯である、仍て解釋の仕様によつては斯うも云ひ得る、い、ろ、は等には一等割増金が一回に七個有つて餘り多過ぎるからと、ち、り等には之を二度に分割して一度に三個づつ與へる残りの一個は端數で分割出來

ぬから之を切り捨てるに斯様な意味にも解釋される、若し然るときは二回籤は一回籤のものの分割となるから一般の例から考へれば却て人氣を墜して値足を悪くせなければならぬ筈である、然るに是れが却て高値を付せられるとは聊か不思議である、朝三暮四と云ふことがあるが此處では朝の七つよりも朝三暮三の方が人に喜ばれるのである、是に至て益々前説の當籤率の如何よりも只單に籤を數多く見らるると云ふことが妙に人氣を強く引き付けることが確められる、之を要するに割増金は目的で抽籤なるものは只其の手段に過ぎないから、目的たる割増金は何處迄も重く見られねばならぬ筈ではあるが、其の手段たる籤に對する嗜好心が、餘り強過ぎる結果目的たる割増金が遂に閑却せらるるに到つた譯で、此事實は籤即ち投機と云ふことの人心に對する支配力の如何に強大なるかを證明して餘りあるのである、仍て之を利用して大分債券値段の維持上に資せられつつあるのも亦偶然ならずと云ふべしである。

### 第四篇 局部的原因の二

#### 第一章 抽籤月

##### 第一節 債券期節としての抽籤月

抽籤回数が債券値段に意外な關係を持つて居るのは既述の通りだが、更に一層不可思議なる影響を之に及ぼすものは抽籤月である、籤に對する強度の嗜好心が成るべく回数が多い抽籤を要求するに到つたのは自然の趨勢なりとして、其の回数さへ頻繁ならば何月でも宜しく必ずしも月の一月たると三月たるとを問はざるやうに思はれるが、事實は全く其の反對で月に對する好悪の區別の劃然存することも又意外である。而して其の區別は一は先天的に月其の物の好悪から來たものと、他は後天的に債券の供給の方面から來たものとの二種類がある、一年中で人氣が妙に債券の方に向いて來る

月と然らざる月との別があつて、其の區別が即ち前者であり、又抽籤月の組合せ上無くてならぬ債券の供給に過不足の別があり、其の區別が即ち後者である。然らば前者の人氣が債券に向て來るのは何月かと云へば、春なれば四五月、秋なれば九十月の候である、此期節は先づ一年中での好時候であるから、氣候の自然が促す原因もあらう、又御互に金の一番入用な益暮の丁度中間であるから、割合に金の忙がしからの期節たる關係もあらう、旁々人氣が債券に向いて來て其の購買力が一年中で一番に旺盛である、故に此期節に直接した五、六、十、十一の如き抽籤月のもものが盛に賣れる、何となれば抽籤は何時でも其の月の初日に行はれるから、五月籤のものは四月に賣れ、六月籤のものは五月に賣れ、十、十一月籤のものは九、十月に賣れるからである、而して又其の反對に人氣が債券から最も遠ざかる月としては氣候と益正月等との關係上一、六、七、十二等を挙げねばならぬ、是等の月に續く一、二、七、八等の月の抽籤物が最も不況で、從て其の値足も悪いのである、今實例に就て之を見

るときは最近三年間に於ける各種債券の最高値段の比較は別表の通りである。

最近三年間に於ける各債券最高値比較表

値段	債券別	同抽籤月上	値段	債券別	同抽籤月上	値段	債券別	同抽籤月上
(五分利廿圓券)	同	同上	(五分利十圓券)	同	同上	(五分利十圓券)	同	同上
二〇、六五	三六	六、二	一九、三〇	一五、一七	四、一〇	二〇、六〇	五三、七、二	一〇、七五
二〇、五五	四、五、六	六、一三	一九、二五	一六、二	三、九	二〇、五〇	六三、四、八、三	一〇、六五
二〇、五〇	五五	三、七、二	一九、二〇	一八、三〇	二、八	二〇、四〇	五〇、二、六、一〇	一〇、五五
二〇、四五	一〇、一、一、三	五、二	(五分利十圓券)	同	同上	二〇、三〇	五三、五、九	(三分六厘利十圓券)
二〇、四〇	四三	五、二	二〇、二〇	二、八	二、八	二〇、二〇	四四、一、五、九	一〇、四五
二〇、三五	三九	一、七	二〇、一五	二、七、三	五、二	二〇、一〇	四九、三、七、二	一〇、三五
二〇、三〇	九	二、一、七	二〇、一〇	二、九	四、一〇	二〇、〇〇	四七、四、八、二	一〇、二五
二〇、二五	八、二、一、四	二、八	二〇、〇〇	二、九	四、一〇	一九、五五	四八、四、四、八、二	一〇、一五
二〇、二〇	四二	二、八	一九、九〇	一、七	一、七	(四分五厘利十圓券)	三、九	一〇、〇五
二〇、一五	四二	二、八	一九、八五	二、三、〇	二、八	一九、八〇	三、九	一〇、〇〇

値段	債券別	同抽籤月上	値段	債券別	同抽籤月上
(貯蓄債券)	同	同上	(同)	同	同上
六、三〇	リ	六、二	五、八〇	と	一、七
六、〇〇	る	五、二	五、七五	ぬ	三、九
五、九五	ち	四、一〇	五、七〇	と	一、七
五、八〇	と	一、七	五、六五	を	三、九
五、七五	ぬ	三、九	五、六〇	は	一〇、二
五、七〇	を	三、九	五、五五	る	二
五、六五	を	三、九	五、五〇	は	一〇、二
五、六〇	は	一〇、二	五、四五	に	三
五、五五	に	三	五、四〇	に	三

次に又値段の一番振はない債券を見渡すときは五分利廿圓券の第八、第十二、第十

以上中で最高値又は最高に近い値段の債券を求めれば何れも其の抽籤月が六月又は十月に該當するもので、次が五月十一月に當るものである、先づ五分利廿圓券中では第卅八回、第四回、第五回、第六回等、四分五厘廿圓券では第十九、第十五、第十七回、二回抽籤の五分利十圓券(二千圓を除く)では第廿七、第卅一、第廿九回、同三回抽籤の割増金千圓付の分では第五十、第五十二、第四十四、第四十九回、同二千圓付の分では第五十八回、貯蓄債券の二回籤ではり號る號ち號、同一回籤ではる、い號等は皆抽籤月の五、六、十、十一に縁あらざるは無しで以て如何に此四ヶ月の籤物の需要が旺盛であるかの一端が窺はれる。

四、第九、第四十一回、四分五厘利廿圓券の第十六、第廿一、第十八、第二十回、五分利十圓券の二回籤で第廿八、第卅二、第廿六、第卅回、三回籤で第四十八、第五十四回等同二千圓付で第六十三回、貯蓄債券のと號等凡そ債券中での値の悪いものは何れも抽籤月の一、二、七、八に縁の無いものは無いのである、只貯蓄のに號ぬ號及を號丈は以上の月以外でありながら其の値は餘り好くないが、是れは何れも同一の抽籤月で種類が他の月に比して餘り多過ぎるのみならず、其の中でを號の如きは他のものの發行組数が二乃至四位なるに對して十二組からの發行があつた爲に供給過多を來し斯く特別に値段を悪化したものである、又五分利廿圓券の第四十三回は二、八月の籤なるに拘らず五、十一月籤の第四十二回と同一地位に在るは四十三回は大正六年迄三回籤であつたから其の名残であらうと思はれる。

第二節 連月籤としての抽籤月

籤に對する強度の慾望は昔に之を度々見ることを希望するのみならず、尙年中絶え

間無しに籤を要求する、是れ即ち抽籤月の組合せが生ずる所以で、連月籤又は毎月籤と稱せらるるのが此の組合せである、一月五月九月抽籤のものゝ二月六月十月のものゝ三月七月十一月のものゝ更に四月八月十二月抽籤のものゝの四種の債券を取り揃へれば、一月から十二月迄毎月 即ち年中絶え間なしに籤が見られる、是れが連月籤又は毎月籤の組合せで愛券家に非常に歓迎せられるものである、此の組合せは單に三回籤のみで無く二回籤で組合せても宜しく、二回籤と三回籤とでも宜しいが、三回籤のみで組合せれば四種の債券で一組合せが出来るが、其の他のものであれば尠くも五種を要すべく、若し抽籤月の不揃いのものであれば、それ以上を要することになる、而して毎月に於ける抽籤債券の種類は別表にて明なる通り、月に依りて非常に籤の種類に多少がある、其の少い月に當て抽籤される債券は抽籤月の組合せに際して供給不足の爲に異常に値段を耀り上げられ、又其の反對に籤の多い月に該當した債券は供給過多の爲に値段が悪しくなるのである。

債券抽籤月次表

大正八年一月現在

月別	勸業二十圓券		勸業十圓券		貯蓄債券	摘要
	四分利	五分利	四分利	五分利		
一月	18. 20.	8. 12. 14. 39.	68. 69.	28. 32.	と	最近迄八年ヨリノ三回籤ノ二回籤
二月	16. 21.	9. 41. 43.	67.	26. 30. 47. 64.	ぬ・を	
三月	22.	7. 55.	71. 67.	49. 50.	ぬ・を	
四月	15. 17.		66. 70.	58. 50.	に	
五月	19.	10. 11. 13. 42.	68. 69.	29. 49.	ほ	
六月		4. 5. 6. 38.	37. 35.	27. 31. 44.	り	
七月	18. 20.	8. 12. 14. 39. 55.	71.	48.	と	
八月	16. 21.	9. 41. 43.	66. 70.	26. 30. 47. 64.	ぬ・を	
九月	22.	7.	68. 69.	49. 52.	ぬ・を	
十月	15. 17.		67. 35.	29. 49.	ち	
十一月	19.	10. 11. 13. 42. 55.	71. 37.	27. 31. 44. 58.	る	
十二月	2. 5. 6. 38.		66. 70.	50. 54. 63.	り	

債券需要期節たる關係よりして五、六、十、十一月の籤物が高値であることは前節に記載したが其の中で六月及十月は如何なる廻り合せか籤の種類が一番に少く連月籤の組合せに最も困難を來す月である、故に六月又は十月籤のものは債券期節に相當すると供給不足との兩原因の爲に從來特別に高値を唱へられた、勸業債券の第五十回貯蓄債券のり號の如きは、それで殊に五十回債券の抽籤月は二、六、十と云ふ最も有望な月に當つて居るのと、第六十七回債券發行以前には、六月抽籤のものとしては十圓券中唯一の債券であり、又十月に於ても三回籤のものとしては他に類が無かつたら、抽籤月の組合せには是非無くてならぬ債券とせられ、十三圓四十錢と云ふ空前の高値と呼ばれた、り號も亦貯蓄として唯一の六月籤であるが爲に五月十一月籤の號などよりも三十錢高の六圓三十錢と云ふ値段を稱へられるに到つた、十圓券で十圓から十一圓位迄の値段のものが多し中で十三圓何十錢と云ふ突飛な高値と呼ばれ、又貯



蓄債券は多くは五圓臺なるに拘らず六圓三十錢と云ふ値段を稱へられる處を見ると、特別多額な割増金でも提供せられてあるか、又は特別有利な當籤率にでもなつて居るやうに思はれるが、事實は一向左様な實質的な特典がある譯でも何んでも無く、全く其の抽籤される月の變つたのを持て生れて來た爲と云ふに過ぎぬ、以て連月に必要な債券は如何に債券界を横行濶歩するかが窺はれる、次に此の反對に連月の組合せに過剰なる債券の不況なる様は前節に附記したるを號等が其の適例である。

第三節 連月籤用債券將來の趨勢

抽籤月の關係から來た値段の影響は随分大きくして、第五十回債券に於て特に顯著なる例を示したが、此債券唯一の矜たりし二、六、十の抽籤月も大正六年十二月に同一抽籤月を持て生れた第六十七回債券の爲に獨占するを得ざることとなり、爾來其の値段は急轉直下大崩落を演ずるに到つた、加之其の三回籤は大正八年六月迄の生命で、爾後は六月十二月の二回籤となるから、最早大勢の挽回は不可能で、昔日の活躍

は畢竟一場の夢たるに過ぎざるに到るのである、其の上右新規の抽籤月中で六月は随分有望なる月には相違ないが、其の他にも三回籤から落伍した債券が第四十八回は第五十回と同様八年から、第五十四回は翌九年から又第六十三回は其の翌十年から、何れも六月十二月の抽籤月を持て二回籤の仲間入を爲すことになるから、單に五十回のみの獨占月で無いやうになり、一層の打撃を與へる譯である、而して此の五十回債券に取つて代つた六十七回債券は八年の十月以降は二、六、十なる抽籤月を持つた唯一の債券となる譯で、從て其の値段の活躍は期して待つべしではあるが、該債券は第五十回の千圓付なるに比して、二千圓の割増金付なる特色を有する代りには五十回は二百二十萬圓の發行に過ぎざりしに對して、七百萬圓即ち三倍強なる多額の發行あり、且利率も四分たる弱味あるを以て、五十回債券の残した記録を破ることは頗る難事であらう。

斯く抽籤月の方面から來た價値の變遷は同一月を持つた債券の増減に依て絶えず之

を誘致せられ、又其の債券の増減は新債券の發行と從來の債券の償還との外に尙同一債券でも其の抽籤回次の進行が齎らず抽籤回数が増減からも招來するが故に、愛券家は常に是等の變化に注意を怠らぬ様にせねばならない。

第四節 抽籤月に異同の生ずる原因

債券の新規發行は別表の通り、八の兩月に絶無なる外は多少の相違はありとも各月に涉つて居るから、抽籤月が餘り一方に偏することが無さうに思はれるが、事實は左様に爲つて居ら無い、然るときは斯様に債券界を風靡し又は風靡せむとする第五回及第六十七回等は如何なる福運の月日の下に生れたかを調ぶるに、五十回は大正三年の三月、第六十七回は大正六年の十二月である、然らば三月か又は十二月かに生れたものは外に無いかといへば必ずしも然らずで、三回籤中のみでも四十四回及六十八回は何れも三月、又三十八回四十三回四十九回及五十五回は何れも十二月であるが、其の内二、六、十の抽籤月を以て生れたのは五十回六十七回の外は三十八回四

十三回の二種に過ぎずして、其の他は或は一、五、九、或は三、七、十一、等の月を以て發行された、斯く異同の生ずるの要するに生れ月は同じでも据置の期間に長短の區別があるからである、即ち十二月生れの三十八回四十三回六十七回は何れも据置は二ヶ月に過ぎざるが故に初回籤は二月に始まつて六月十月と云ふ順序になつたのであるが、其の他は何れも据置三ヶ月であるから、初回が三月に始まつて七月十一月となつたのである、其の他三月發行のものも同一である、今参考の爲据置月数を掲記すれば左表の通り長短一定して居らない、畢竟賣出と募集とに拘らず、其の時々の賣行の状態に應じて定められたものらしく、賣行の好いときは比較的短期に又悪いときは比較的長期のやうである。

第五節

抽籤月を中心とする債券値段の變化

六ヶ月	五ヶ月	四ヶ月	三ヶ月	二ヶ月	一ヶ月	○	据置月數
38.		7. 39.	23. 24. 25. 48. 66.	8. 21. 37. 41. 47. 67. 71.	4. 6. 9. 11. 12. 14. 15. 16. 18. 19. 20. 26. 35.	5. 10. 13. 17. 22.	債券同別

各勸業債券据置月數表

十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	月次
12. 20. 24. 25. 28. 32. 38. 43. 49. 55. 65. 67.	4. 6. 8.	11. 19. 27. 31. 70.	15. 22. 37. 42. 48. 54. 63. 66.		26. 30. 69.	5. 14. 18. 21. 23. 41. 47. 52.	7. 10. 13. 64.	17. 58.	29. 35. 39. 44. 50. 68.		9. 16. 71.	發行勸業債券同別

勸業債券發行月次表

抽籤月の異同より来る債券需要の如何及之に伴ふ値段の高下は以上各節で大概悉した積であるが、其の外に尙聊か研究を要するのは抽籤月を中心として何の債券にも共通に表はれて来る値段の變化である、債券の需要は重に籤を目的として来ることは已に明にせられた、然らば債券の需要が抽籤の近いものを中心として集中することは自然の趨勢であらねばならぬ、債券を購はんとする場合に於て、抽籤期の本年のものと來年のものとの兩種あるときは來年のものは跡廻しとし、先づ本年のものを求めむとするのが人情である、更に進んで翌月抽籤のものと翌々月抽籤のものと二種あるときは、先づ來月抽籤のものを購うて成るべく早く籤を樂しまむとするのが十人が十人迄の希望である、從て各債券の値段は抽籤の前月は二月前より又二月前は三月前よりと云ふ工合に、抽籤月の近づくに従て段々上る、其の上つた値段が抽籤前月を絶頂として抽籤が済むと急轉直下最低値となるが、復又間も無く抽籤月を目標として騰落を繰り返すこと恰も鋸の齒の上を辿るが如しである、されば債券値段を野線を以て

表はせば鋸の齒の底が抽籤の済んだ後、即ち抽籤月の値段で又鋸の齒の尖頭が抽籤前月の値段である、是れが所謂抽籤月を中心とする値段の變化で、何の債券にも共通に表はれる現象である。尤も債券値段は單に此の原因のみで動くもので無いから事實は斯く規則正しく高下を繰返す譯では無いが、併し諸種の原因が交互錯綜して値段を變化せしむる中に此原因も加つて居ることに疑は無く、只それが實際の形に現はれざる場合あることは宜しく注意を要すべき點である。

今抽籤済のものと抽籤前のものとの値段の差を債券數種に付數年間に涉て調査すると、別表の通となる中で値段の全く變化の無いものや或は却て抽籤済で騰貴して居るものなどもある、是れは籤済に基く下落以上に強き原因が他に有て、其の下落を抑制して下らしめず、或は反對に舊値をも突破して昂騰を爲さしめたのである、而して別表に依るときは籤に重きを置かれて居る種類の債券は割合に其の値巾が廣く又籤の回数、少いものは多いものよりも値段の差額の多いことが認め得らるる。

種別	年次		元年	二年	三年	四年	五年	六年	平均	摘	要
	り	い									
貯蓄債券	り	い	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇		
三分六厘利	廿三回		三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇		
四分五厘利	廿五回		三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇		
十五分券利	五十回		三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇		
同	四十九回		三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇		
同	廿六回		三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇		
四分五厘利	十五回		三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇		
二十分券利	四回		三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇		
二十分券利	四回		三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇		
三年中最初の分九十銭は初回籤に對する分に付平均數中に算入せず											
三年中最初の分一圓十五錢同上											

第六節 債券値段變化の利用法

前節に述べた抽籤月より來る値段の變化は能く靴取賣買に利用せらるる、靴取賣買とは安價なときに買て高くなつたときに賣り、其の高い賣値段と安い買値段との差額即ち靴を利する方法で、株券や其の他の有價證券で金を儲けるのは重に此の方法に依るのである、纏つた金を儲けむとするときは斯様な方法に依るのが一番であるが、それには騰落の最も劇しい即ち値靴の最も多い株券などが最も適當である、けれども其の騰落の劇しい丈それ丈危険も亦中々多く大きな金儲をするのも株であれば又大きな損失を醸すのも株である、債券は其の點から云へば一舉にして巨萬の富を利することの到底望むべからざる代りに、又之が爲に財産を蕩盡するが如きことなども到底有り得べからざることである、仍て債券を買て籤を樂しむ間に債券の値段が上つて原價より高く賣れるやうになつたならば之を賣り、更に値段の安いときに之を買ひ戻して籤の外に尙値靴を利するのも亦一の興味ある財産の殖法である。

抽籤月より來る値段の變化を靴取に利用するの法は値段の安い抽籤月に債券を仕入

抽籤月と其前月との債券値段高下差額表(△印あるは騰、貴其他は下落)

れて抽籤前月に於ける値段の最高頂に之を賣り放つて其の値鞘を利するのである。此の方法を何時でも行ひ得れば年三回の抽籤物なるときは年三回之を繰返すことが出来て非常に有利で又至て簡單で誰れにでも容易に出来得るやうに思はれる、けれども事實は之と反對で左様に簡單無造作に行ひ難いのである、何となれば債券値段の變化は抽籤月を中心として起るのみで無く、上來述べた如く經濟界の變動が之を促し金利の騰落が之を誘ひ、又新債券の發行抽籤月の變化其他本書中に記載した萬般の事項が、之に影響を與へるから、抽籤月の接近に因て値段が上らざる可からざる時節に却て下ることがあり、又抽籤が済んで下らざるを得ざる時に下らざる場合が起つて來る、此の場合只單に抽籤月より來る値段の變化のみを眼中に置いて他を念頭に置かざらむが實際の騰落が豫期に反して思惑違ひとなり、忽ち損失を招くことになる、仍て此鞘取法を完全に行はむとせば先以て債券値段の高低を誘致する諸原因一切を洩れ無く研究會得して單に抽籤月より來る變化のみと云はず、金利の異動より來たものも需要供給

の過不足より來たものも、其他諸般の原因より來た變化に須臾も注意を怠らずして巧に之を利用するやうにせねばならぬ、斯くしてこそ始めて此方法を安全且有利に行ひ得るのである。

今債券數種に付大正元年からの相場に依て賣買の値鞘が何程あるかを調べると、別表の通である。而して其の買入を爲した月を見ると抽籤月に仕入れたものが十七回、其他の月が二十回、又賣り拂つた月が抽籤前月のものが廿一回、其他の月が十六回、合計七十四回中抽籤月を目的に賣買したのが其の約半數、卅八回で殘の卅六回は抽籤に無關係の月の賣買に係るものである、以て抽籤月よりの變化にのみ依頼し能はざるは自ら明かである。而して其の放資の元金に對する利廻りは一割二分七厘から二割一分三厘迄である。併し是れは只既往の相場表に就て利用可能と認められたものを全部拾ひ上げたのに過ぎないから之を實際に行ふ場合となれば何時でも斯く好都合にのみ行くものとは無論思はれぬ。或は右全體の八分丈よりか利用出来ぬ場合もあらう或は又

廿六回 (五分利)	廿三回 (三分六厘)					廿五回 (四分五厘)					十五回 (四分五厘)								
	買入 年月	買入 値段	賣拂 年月	賣拂 値段	経過 月数	利益	債券所有 期中受入 金	合計	同上 利廻	摘要									
三・二	一・二	六・九	六・三	四・九	三・一〇	二・三	六・一	四・七	三・二	二・二	二・一	六・一	一五、七〇	五・九	一八、四五	一・八	二、七五	一、三五	
八、六〇	九、九〇	九、五〇	八、八五	七、九〇	七、三〇	八、三〇	九、四五	八、〇〇	七、六〇	八、一〇	八、四五	一七、九〇	八、四五	二・三	六・五	一八、五五	二	一、五	
四・三	一・六	七・二	六・八	五・一〇	四・三	二・八	六・九	五・九	四・三	三・三	二・三	六・五	八、六〇	八、六〇	二	一、五			
九、〇〇	一〇、二〇	九、九〇	九、三五	九、〇五	八、〇五	八、六五	一〇、〇〇	九、六〇	八、四五	八、五五	八、六〇	一八、五五	八、六〇	二	一、五				
三	四	五	五	一・一	五	五	八	一・二	三	三	二	四	一、六〇	一、六〇	二	一、五			
四、〇〇	三、〇〇	四、〇〇	五、〇〇	一、一五	七、五	三、五	五、五	一、六〇	八、五	四、五	一、五	六、五	四、五	二	一、五				
三、三〇				四、二九				四、五〇				五、二〇							
〇、一四				一、六四				一、九〇				一、四五							

僅に三四分丈よりか利用し得ぬ場合も起らう、されば平均半分丈利用出来るものとするれば先づ間違はあるまいと思はれる、斯く半分丈の利用としても利廻が六分乃至一割餘に當るから餘り割の悪い仕事では無いのみならず、其の外に籤の楽しみさへも附屬するのである。

尙斯様に仕入れを爲した債券が愈々賣拂はるゝ迄は何れも數月乃至一年餘の歳月を要するから、其の騰落の見込さへも確實であつたならば買つた債券を只筐底にのみ藏つて空しく寐かして置くのも不經濟であるから、之を擔保に資金の融通を受け更に他の債券を買つて二重にも三重にも之を使用すれば一層有利に資金を運用し得るのである。

靴取賣買利廻表

債券種別	買入 年月	買入 値段	賣拂 年月	賣拂 値段	経過 月数	利益	債券所有 期中受入 金	合計	同上 利廻	摘要
四 (四分利廿回券)	四・一	一七、一五	六・五	二〇、二五	二・四	三、一〇	二、〇〇	五、一〇	三、一〇	二、七





二回迄は何れも組数が一組で其の發行額は百萬圓乃至二百萬圓、第廿三回以降は第廿五回の一組なるを除くの外は發行組数が大抵二組以上で、最も多いのが七十回及七十回の一組、次が六十八回、六十九回の八組、六十七回の七組、卅七回、六十五回、六十六回の五組等で餘は残らず四組以下である、次に貯蓄債券は最も多いのがを號の十三組で、次がる號に號と號の四組、ほ號の三組で、其の他は總て二組である、序ながら此處に組の性質を知らぬ人の爲に一言之を説明すれば、組は其の字の示す如く組分けて、學校の級の區別に能く使用せらるゝ一の組二の組等の組別と全く同一である即ち餘り多數なる爲に斯く區分する必要が起るので、斯くすると整理上非常に簡便となるからである。若し斯かる便法を採らざれば百萬通發行の場合には其の債券に一から百萬番迄の番號を附さねばならぬ、又償還抽籤には償還通數丈の籤を抽かねばならない。其の手續頗る煩雜であるが、若し之を十組に分け一から十萬番迄の番號を附すれば、一の組の何番、二の組の何番と云ふ様にして百萬番迄の番號を附したと

同様に區別することが出来、又抽籤の場合にも一個の籤を抽けば是れが一の組から十の組迄即ち十通の債券に通用することが出来る、例へば二千圓割増金付の番號として一五六三〇番といふ籤を抽き當てたとすれば、一の組の一五六三〇番も二の組の一五六三〇番もと云ふ工合に十の組迄皆同一番號が二千圓付の當籤になるから、總償還通數の十分一丈の抽籤で事済みになり、非常に手数が省ける、是れが即ち組別の起る所以である、而して一組の通數は普通に勸業廿圓券は五萬通、同十圓券は十萬通で、何れも百萬圓又貯蓄債券は十萬通で五十萬圓であるが、勸業廿圓券中には四回二十回の十萬通で二百萬圓、五回七回の七萬五千通で百五十萬圓、又十圓券中に廿六回乃至卅二回の七萬五千通で七十五萬圓の如き異例なものもあるのである。

第二節 實際の發行額

前節に記載の通債券が發行された中で賣出期間中に賣り了つたものは原發行額と實際の發行額とは一致して其の間に差違は無いが、若し賣り了らざるときは其の額丈原

發行額より減少する勘定で、其の分の債券番號は缺番として世の中に顔を出さずには了るのである、其の缺番となつた債券の通數及金額は何程あるかと云へば左の通貯蓄債券は三種勸業債券は十一種である。

缺番債券通數及金額表

勸業債券別	通數	同上金額	勸業債券別	通數	同上金額	貯蓄債券別	通數	同上金額
二二	二・九〇〇	二九、〇〇〇	四八	九五、〇〇〇	九五、〇〇〇	に	三、二四五	一六、三五〇
二四	五五・三四七	五五三、四七〇	四九	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	と	七、一〇〇	三五五、五〇〇
二五	一四・四九七	一四四、九七〇	五〇	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	り	三九、一三五	一五五、六五〇
二八	五八・八一〇	五八八、一〇〇	五四	二五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇			
三七	四三・三九五	四三三、九五〇	五五	五七、五〇〇	一、一五〇、〇〇〇			
四七	六九・〇〇〇	六九〇、〇〇〇						

以上を通覽すると貯蓄の二回勸業の三回籤として大分重寶がられ、又は現に重寶がられつゝあると號第四十七回第四十八回第四十九回第五十四回第五十五回などは

勿論、近來稀有の高値を稱へられたり號及第五十回迄が其の仲間入をして居るには驚かざるを得ない、發行當時には額面でも賣り切れ無かつたものが一旦風雲に乗ると二圓三圓のプレミアムが付いても猶且羽が生いて飛ぶやうに賣れるに到つたとは、世の變遷とは云へ洵に案外なものである。

次に各債券の實際の發行高に依て其の最多額と最少額とを調査すれば左の通である。

種別	最多額	最少額
五分利廿圓券	(第四十二回 各四百萬圓)	(第六回第八回 各百萬圓)
四分五厘同	(第二十回 二百萬圓)	全部(但し第廿)
五分十圓券	(第五十八回 各四百萬圓)	(第廿六回、第廿七回 各百五十萬圓)
四分五厘同	(第六十三回 各四百萬圓)	(第廿九回乃至第卅二回 各百五十萬圓)
四分同	(第六十五回 五百萬圓)	第三十五回 三百萬圓
三分六厘同	(第七十回 各千萬圓)	第六十六回 五百萬圓
貯蓄債券	(第廿四回 二百四十四萬餘圓)	第廿五回 八十五萬餘圓
	六百五十萬圓	八十萬餘圓

第三節 現在の流通額

債券の現在流通額即ち元金の償還が未だ済まない高は大正七年六月末日に於て附録第一號及第二號表の通である今其の多少を前節の額と照合する爲に左に摘記すれば、

種別	最多額	最少額
五分利廿圓券	第四百三回 三百八十萬餘圓	第六回 五十六萬餘圓
四分半利同	第二十回 百七十萬餘圓	第十五回 六十二萬餘圓
五分利十圓券	第六十四回 三百九十三萬餘圓	第廿九回 百三十一萬餘圓
四分半利同	第六十五回 四百九十四萬餘圓	第卅五回 二百七十九萬餘圓
四分利同	第七十一回 一千萬圓(八年一月末日現在)	第六十六回 四百九十七萬餘圓
三分六厘利同	第廿四回 二百二十一萬餘圓	第廿五回 七十七萬餘圓
貯蓄債券	各號 五百卅六萬餘圓	各號 各六十六萬餘圓

而して現在流通の債券は全部が世上に浮動して居る歟と云へば無論然る筈は無く、或は大藏省の預金部に引受けられて居るものがあり、或は證券保管として逓信省に保管預りを爲されて居るものがあり、或は保護預り又は擔保として銀行の庫中に藏されて居るものがあり、或は保證金代用として官廳會社又は個人に預託されて居るもの

のがあり。或は又所有者自身に所藏されて居るものがあるから、實際浮動して市場に出づるものは僅に其の一部に過ぎざるべしと思はれる、又其の市場へ出づる數と雖も必ずしも其の比例が同一で無く、或る種類は割合に多く、或る種類は割合に少ないと云ふ區別が無論有らうと思ふ、即ちる號は廿五萬圓の現在がありは號は十二萬五千に過ぎないから市場へ現はれる數もは號はる號の半分かと云へば必ずしも左様に斷ずることは出來ず、或は事實は號の方が號よりも多いことがあるかも知れ無い、此邊は市場の浮動數計算上注意を要すること、思はれる。

第四節 發行額の債券値段に及ぼす影響

發行額の多寡は其の債券の價値に重大なる影響を以て居る、發行額少なければ供給不足の爲に自然價値を高め、又多ければ供給過多に因て値段を悪化する、其の好適例はを號り號第五十回等で、を號は其發行條件に於て他の貯蓄債券と何等異なつた處がなく、又抽籤月も三月九月で左程悪くも無く、先づ普通の處なるに拘らず、其の値段

は番に二回抽籤債券の最末尾にあるのみならず、更に一回籤の最低値たるに號と同一列に居るのは如何なる爲かと云へば、組數で十三の多數が發行せられた爲である。又第五十回が債券界に覇を稱へ得たのは無論抽籤月に於て二、六、十と云ふ獨特の優越なる武器を持つた爲には相違無いが、其の外に尙組數に於て三組金額に於て二百廿萬圓と云ふ少額の發行に過ぎ無かつたのも亦確に一重要の原因たりしに相違無く、又り號の高値も全く同一原因で以て發行額の多少が債券値段に及ぼす影響の輕からざるを推想される。

### 第三章 償還年限

凡そ公債と社債とを問はず償還年限の長きものは短きものよりも氣配が悪いのは通常である、併し是れは其の證券が額面以上に買上げられて居る場合と額面以下に買下げられて居る場合とで多少の相違が起つて來る、即ち額面以下に買下げられて居ると

きには償還が近ければ近い程之を高く買つても元金の償還が近づいて居るから損は無いが、若しも好景氣で額面以上に買上げられて居るときに償還年限が目前に迫て居る場合であつたなら、左様無暗に買上げ得ざる場合を生ずる、何となれば此際的好景氣は畢竟利廻りを目的としたものと見ねばならぬから、若しも償還期が近ければ近い丈其の目的を達する期間が短く且償還された節に額面以上に買上げた金高丈の損失を見るからである。併し是れが割増金付の勸業債券又は貯蓄債券であつたなら大に違つた現象が表はれて來る、何となれば勸業貯蓄債券は利廻りよりも寧ろ割増金に重きを置かれて居る場合が多い爲で、其の割増金は償還期が近づけば近づく程割合が好くなつて來ることは曩に割増金の部で述べた通り、其の最も好歩合のものとなると二割以上の平均で割増金が付くことになるものもある、故に是等のものは如何なる場合でも償還年限が近づけば近づく程値段好く買上げらるゝこととなるであらうと思はれる、而して各債券の償還年限は勸業債券は總て据置期間後四十ヶ年以内、貯蓄債券は總て賣

出後二十ヶ年以内に一定されて居るから、附録第一號及第二號表の通勸業債券は最も償還期の近づいた第四回でさへも、大正廿八年一月が期限でまだ廿年餘の年数があつて、之に反して貯蓄債券はい號る號が大正十二年の期限で最も其の期の遠いを號でも大正十五年迄であるから、此處五年乃至八年間の短期間に差し迫つて居るのである。されば此年限中一年は一年より割増金の當り歩合が好くなるから其の價格は漸次上ることあるも餘り下るやうなことはあるまいと思はれる、尤も以上は定期償還の際の年限であるから若しも後章に記載ある通り臨時償還が行はれることになると償還年限も從て短縮することになるのである。

#### 第四章 償還額

##### 第一節 償還金額の種別

毎回の償還額の多少は亦債券評價上の一條件である。元來勸業債券の償還は主

として年賦償還貸付金及勸業銀行引受の農工債券の償還高に應じて行はれるのであつて、其の年賦貸付金は一定平等の割合で回收され、又農工債券の償還も亦略同様であるから、各勸業債券毎回の償還割合は略一定して餘り大差は生じない譯である、而して各債券毎の毎回の償還金額は附録第一號及第二號表の通第四回から第十八回迄は元金の總額を償還總回数即ち四十箇年の年二回計八十回で平分せられた一定平等の金額を以て爲され第十九回より第廿二回迄は償還回次に依て二十回目迄四十回目迄及八十回目迄との三階段に依つて、一階段毎に漸次其の償還金額が増加せられ、八十回目迄に全額が決済せらるゝことになつて居り第廿三回より第廿五回債券迄は償還年限の約半分即ち償還回次の四十一回目迄は一定平等の額を定められてある、けれども四十二回目より最終迄及第廿六回以下の債券毎回の償還は總て只其の額の最少限丈を示されてあるに過ぎぬから、勸業銀行の都合に依つて隨時其の額を適宜に増加し得るのである、又貯蓄債券のい號る號は號は五年目毎の階段で金高は變つて居るが

其の年限内は平等の金額を償還され又以下は償還回次の十六回目迄は同様一定平等の金額であるけれども其の以後は勸業債券の第三三回以下と同様隨時其の額を増加し得るやうになつて居る。畢竟之れは勸業の四回乃至廿二回迄の債券及貯蓄の號は號債券の如く毎回の償還高を一定平等にして置くことは場合により大分不便なこともあり、且元金が漸減するも毎回の割増金が不動の結果償還期限が近づくに従て其の率が非常に好歩合となり、初期の割合との權衡を失ふに到る虞もあるからであらう。

勸業貯蓄債券共定期 償還の外尙臨時償還が爲されることがあるのである、如何なる場合に臨時の償還が行はれるかといへば、勸業債券は勸業銀行に於て貸付金の期限前償還 高多額に上り債券發行高との平均を缺くに至りたる時及從來の債券を低利に借り換ふるときに爲されるので、抽籤 償還と買入消却との兩方法がある、此買入消却の方法は自然債券の値段を糶り上ぐる結果となり、隨分其の價格を昂騰せしむる

ことがあるから、勸業銀行法に依りて貸付金の期限前償還ある場合に限り、其の金額を限度として爲され得ることになつて居る、而して臨時償還は何れも臨時の原因に基いて爲されるのであるから、償還の高は素より豫め知り得ざるは申す迄もないことである。

第二節 償還 抽籤上缺番號の取扱方

債券の賣出期間中に賣れ残つたものは缺番となることは前章第二節に記載したが、其の缺けた番號の債券は勿論世に出ないのであるから抽籤のときも除け物にされるかと云へば、決して左様で無くやはり實際賣り出された番號と同様に抽籤の中に入れられるが、併し效力を生せず償還 及割増金の當籤共無効となるのである、何故斯様なことになるかと云ふに毎回の償還 金及割増金なるものは、元々其の債券の發行總額に對してある一定の割合を以て定められたものであるから、其の中のある一部が賣れ残つたからと云うて其の缺けた番號を抽籤機械の中から取り去つて實際賣れた番號丈

けで抽籤を執行すること、爲すときは賣り了つた高即ち原發行總額の一部に對して原發行總額と同一割合の償還を爲し、又は割増金を附する結果となつて當初に取極めた割合を破毀することになるからである、且又或る種の方法を設けて以上の不便を緩和するとしても事實缺番を抽籤機から取り去ることは頗る困難のことである、何となれば其の債券の組が一通りであるときには最初賣出を了つた時に缺番となつた分の番號球丈を抽籤機から取り去つて實際賣出された番號丈を残すことは左して困難ではあるまいが、若し其の組數が二組三組と云ふやうに數が殖えると一の組の千番が賣れても二の組の千番が賣れずに缺番となることがあり、又一、二の組の百番が何れも缺番となつても三の組の百番丈が賣れて了つたと云ふ様なことが必ず出来る、然るに其の抽籤の番號球は各組に共通であるから各組通じての缺番の外は番號球を取り去ることが出来ず従て事實實行が不可能だからである。

斯く缺番は抽籤の個數中に計算されるから毎回はれる元金償還又は割増金の

當籤率を算出する場合などには賣り了つた債券の抽籤未済數の外尙缺番となつた債券の抽籤未済數をも看過せざる様注意せねばならない、何故なれば缺番が抽籤個數の計算に入る結果賣出債券の償還抽籤未済數のみから當籤率を算出するときは缺番に對する當籤數が其の中に洩れることとなつて、其の率の正確を期し難いからである、然るに缺番の抽籤未済數は現在何程あるやは調査が困難であるから賣出を了つた高に對する現在の抽籤未済數の比例に依て之を推定するの外方法が無い、仍て附録第三號及第四號表中割増金當籤率の算出に際し缺番の抽籤未済額は右方法により算出した推定額に依つたのである。

### 第五章 利渡回數及其の金額

利渡回數の多少も亦債券評價上に幾分の關係を持つて居ること、は思はれるが、其の回數は餘り度々あつても支拂人受取人共に煩に堪へず、さりとして二年か三年に一度の

仕拂でも餘りに不便である割増金付債券は勸業貯蓄共に其の額面が少いから現に行はれて居る様に廿圓券は年二回十圓券五圓券は年一回が適當で第廿三、廿四、廿五回に特別に行はれて居る三年に一回の利渡では餘りに遠くて何うも人氣に副はないやうに思はれる、利渡は斯く一定の年月に爲されるの外尙償還の際月割利金の附屬あるものに對しては其の月割利子の支拂が臨時に爲されるのである、而して償還の際月割利金の附屬するものとは利渡月以前の月に爲される償還である、勸業債券中廿圓券は現在三回籤なる第五十五回債券の外は何れも償還の月と利渡の月と一緒に居るから第五十五回の外は月割利金支拂の必要は無いが、十圓券は年二回又は三回償還であるから利渡月に償還される、一回の外は何れも月割が附屬する又貯蓄債券の二回償還のものは十圓券と同様であるけれども一回償還のものは其の月が利渡月と同一であるから全く月割の必要はないのである。

次に毎回支拂はる、利金額は勸業債券の十圓券廿圓券は共に五分利は五十錢、四分

五厘利は四十五錢、十圓券の四分利は四十錢、貯蓄債券は十五錢なることは其の利率に對照して何等疑はないけれども、勸業十圓券の三分六厘利は三年一回拂復利五分と云ふ丈に計算が聊か錯雜して居つて其の額は一圓十四錢である、又月割利金の支拂高は勸業二十圓券五十五回の八月支拂のものは卅三錢十二月のものは十六錢貯蓄債券の利渡月以外に於ける償還は總て七錢、第廿三、廿四、廿五回債券の定期利渡後半年目の償還支拂には十八錢、一年目には三十六錢、一年半目には五十五錢、二年目には七十四錢、二年半目には九十四錢、十圓券年二回償還のもの、利渡月以外の月に於ける償還は五分利二十五錢、四分五厘利廿二錢、又三回償還のもの、利渡月以外に於ける分中利渡月後最初のものには四分利十三錢、四分五厘利十五錢、五分利十六錢、次回のものには四分利廿六錢、四分五厘利卅錢、五分利卅三錢である以上は何れも定期償還の際に於けるものであるから臨時の場合は無論別で其の場合には經過月數に應じて相當算出されねばならない。



尚以上の利金計算方は新規賣出の場合其の賣出の最終の日が月の十五日以前にあるときは下半月分から十六日以後にあるときは翌月分から利子を附せられ、又元金償還の場合は其の前月迄附せらるゝのである。

### 第六章 利渡月

#### 第一節 利渡月の配置

各債券の利渡月の如何は別段其の債券の價値に影響することは無いけれども、只其の債券毎の利渡月の配置方が餘り同一の月に片寄らぬ方が宜からうと思はれる、然るときは債券利子に依て生計を立て、居る人又は學費等を支辨して居る人などは數種の債券を所持すれば毎月平均して利子收入があるやうになり至て重寶である。

而して各債券毎の利渡月は附録第一號及第二號表に依て明であるが、其の中で勸業十圓券及貯蓄債券は年一回の利渡であるから其の月は第一回の利渡月の定め様如何に

因るのであつて、其定め方は十圓券は第四十四回及四十七回等の如く初回償還の月を以てしたものと、第廿六回及廿七回等の如く發行滿一年後の最初の償還の月に始まつたものと、第六十四回六十五回等の如く第二回目の償還の月に始まつたものとの數種ありて、其の中で初回償還の月に始まつた第一回の支拂利金は無論其の元金の据置月の長短にも關係するけれども、其の多くは十錢内外の金額に過ぎずして其の取扱不便なるのみならず斯かる少額と雖も一ケ年分五十錢等の利金と同様に一錢の所得税を賦課せられ不利益なるを以て適當の金額に取り纏め支拂を受けた方が却て便利のやうである。

尙第廿三、廿四、廿五回債券は毎三年一回の支拂であるが次回は第廿三回は大正八年十月、又第廿四、廿五回は大正九年四月である次に最近發行の第六十六回以下の債券利金は發行滿一年後の最初の償還の月に始まる部類に屬するから、初回の利金は第六十六回は八年一月に五十錢、第六十七回は八年三月、第六十八回は八年六月、第六

十九回は八年十月、第七十回は九年一月に何れも四十八錢、又第七十一回は九年四月に四十六錢の仕拂が爲さるゝのである。

第二節 利渡月と債券値段との關係

利渡月は債券値段に一區切を付ける堺目となるので注意を要する、利渡が年一回のものなれば一年分、年二回のものなれば半年分の利金が利渡月に到て支拂はれ、其の債券附屬の利金が皆無となるから、其の月の債券値段は支拂はれたる利金額丈下落することになる、而して其の利金は利渡月を一新紀元として復又附屬し始め日月の進行に依て次第次第に其の額を増加するから、債券値段も亦之に伴て漸次其の價格を高め、利渡前月に到つて其の最高調に達し、利渡月を俟て再び下落するのである、斯く利渡月を中心として値段の騰落を繰返すこと恰も曩に記述した抽籤月を中心とする値段の變化と毫も異なる所ないのである、尤も債券値段の變動は單に附屬利金の増減のみに因る譯でなく、種々雑多の原因が之を促すから事實上では茲に述べた通何時も利金の

増減額丈づつ規則正しく騰落を爲す譯では無いが、併し其の結果が形の上には現はれると現はれざるとに論なく騰落の働を爲しつゝあるのは事實で、若しそれが表面に現出せざる場合ありとせば其の原因が働かざるに非ずして、其の原因以上に他の原因が働いて之を打消す爲であらねばならぬ。  
今債券數種に就て利渡月と其の前月との値段の下落の差を調査するに左表の通りである。

利渡月と其前月との債券値段下落差比較表

種別	年次	元 年	二 年	三 年	四 年	五 年	六 年	平 均	實際の 利 落 高	摘 要
野蓋債券	號	10	10	10	15	15	15	13	15	
同	號	15	15	10	10	15	15	13	15	
三分六厘十四券	廿三回	1	100	1	1	80	1	100	110	
四分五厘十四券	卅五回	45	05	45	55	110	110	115	150	



同別	利率	券面金額		發行額	發行年月日	最據置期日	還元期限	抽籤期	抽籤日期	抽籤利率	抽籤回数	抽籤通數	抽籤金額	大正七年六月末日現在償還未済高
		金額	券面											
第四回	五分三厘	100,000	100,000	1,000,000	三、一、一	三、三、三	二年	六月	七月	七厘	1	100,000	1,000,000	1,073,000
第五回	"	75,000	75,000	1,500,000	三、六、一	三、三、六	"	"	"	"	1	75,000	1,500,000	1,578,000
第六回	"	50,000	50,000	1,000,000	三、五、五	三、三、九	"	"	"	"	1	50,000	1,000,000	1,057,000
第七回	"	75,000	75,000	1,500,000	三、五、五	三、三、九	"	"	"	"	1	75,000	1,500,000	1,578,000
第八回	"	50,000	50,000	1,000,000	三、一、三	三、四、一	"	"	"	"	1	50,000	1,000,000	1,057,000
第九回	"	"	"	"	三、一、三	三、四、一	"	"	"	"	1	"	"	592,100
第十回	"	"	"	"	三、一、三	三、四、一	"	"	"	"	1	"	"	594,600
第十一回	"	"	"	"	三、五、七	三、五、二	"	"	"	"	1	"	"	600,100
第十二回	"	"	"	"	三、五、七	三、五、二	"	"	"	"	1	"	"	604,600
第十二回	"	"	"	"	三、五、七	三、五、二	"	"	"	"	1	"	"	610,900

附錄第一號 勸業債券種類明細表

附 錄

九回は全部、い號は六回中三回、り號は六回中二回、第卅五回は六回中三回、第廿六回は六回中四回、第十五回は十二回中五回、第四回は十二回中九回で其の他は反對に損失を來すことになる、仍て之を實地に適用する場合に當ては、其の時に於ける實際の相場の形勢を參酌して多少の取捨を要するは勿論である。



記號	利率	券面額	發行額	賣出最	償還	抽籤期	利金	抽籤	通數	金額	現在	抽籤
第四十七回	五分	100,000	100,000	100,000	100,000	三、六三〇	二、八四一	一、七一六	四、八二二	二、八一三	一、七一六	三、〇〇〇以上
第四十八回	"	100,000	100,000	100,000	100,000	三、九三〇	二、二四二	一、七一六	四、八二二	二、八一三	一、七一六	三、〇〇〇以上
第四十九回	"	100,000	100,000	100,000	100,000	三、三二五	三、三	一、七一六	三、七二一	二、九一四	一、七一六	三、〇〇〇以上
第五十回	"	100,000	100,000	100,000	100,000	三、三二五	三、三	一、七一六	三、七二一	二、九一四	一、七一六	三、〇〇〇以上
第五十二回	"	100,000	100,000	100,000	100,000	三、三二五	三、三	一、七一六	三、七二一	二、九一四	一、七一六	三、〇〇〇以上
第五十四回	"	100,000	100,000	100,000	100,000	三、三二五	三、三	一、七一六	三、七二一	二、九一四	一、七一六	三、〇〇〇以上
第五十五回	"	100,000	100,000	100,000	100,000	三、三二五	三、三	一、七一六	三、七二一	二、九一四	一、七一六	三、〇〇〇以上
第五十八回	"	100,000	100,000	100,000	100,000	三、三二五	三、三	一、七一六	三、七二一	二、九一四	一、七一六	三、〇〇〇以上
第六十三回	"	100,000	100,000	100,000	100,000	三、三二五	三、三	一、七一六	三、七二一	二、九一四	一、七一六	三、〇〇〇以上
第六十四回	"	100,000	100,000	100,000	100,000	三、三二五	三、三	一、七一六	三、七二一	二、九一四	一、七一六	三、〇〇〇以上
第六十五回	四分	100,000	100,000	100,000	100,000	三、三二五	三、三	一、七一六	三、七二一	二、九一四	一、七一六	三、〇〇〇以上
第六十六回	"	100,000	100,000	100,000	100,000	三、三二五	三、三	一、七一六	三、七二一	二、九一四	一、七一六	三、〇〇〇以上
第六十七回	"	100,000	100,000	100,000	100,000	三、三二五	三、三	一、七一六	三、七二一	二、九一四	一、七一六	三、〇〇〇以上
第六十八回	"	100,000	100,000	100,000	100,000	三、三二五	三、三	一、七一六	三、七二一	二、九一四	一、七一六	三、〇〇〇以上

附錄第二號 貯蓄債券種類明細表

第六十九回	"	100,000	100,000	100,000	100,000	三、三二五	三、三	一、七一六	三、七二一	二、九一四	一、七一六	三、〇〇〇以上
第七十回	"	100,000	100,000	100,000	100,000	三、三二五	三、三	一、七一六	三、七二一	二、九一四	一、七一六	三、〇〇〇以上
第七十一回	"	100,000	100,000	100,000	100,000	三、三二五	三、三	一、七一六	三、七二一	二、九一四	一、七一六	三、〇〇〇以上

記號	利率	券面額	發行額	賣出最	償還	抽籤期	利金	抽籤	通數	金額	現在	抽籤
い	三分	100,000	100,000	100,000	100,000	三、三二五	三、三	一、七一六	三、七二一	二、九一四	一、七一六	三、〇〇〇以上
ろ	"	100,000	100,000	100,000	100,000	三、三二五	三、三	一、七一六	三、七二一	二、九一四	一、七一六	三、〇〇〇以上
は	"	100,000	100,000	100,000	100,000	三、三二五	三、三	一、七一六	三、七二一	二、九一四	一、七一六	三、〇〇〇以上
に	"	100,000	100,000	100,000	100,000	三、三二五	三、三	一、七一六	三、七二一	二、九一四	一、七一六	三、〇〇〇以上
ほ	"	100,000	100,000	100,000	100,000	三、三二五	三、三	一、七一六	三、七二一	二、九一四	一、七一六	三、〇〇〇以上
へ	"	100,000	100,000	100,000	100,000	三、三二五	三、三	一、七一六	三、七二一	二、九一四	一、七一六	三、〇〇〇以上



六三	五八	五五	五四	五二	五〇	四九	四八	四七	四四	四三	四二	四一	三九
" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	二初 回以降
" "	" "	一三											
			" "	" "	" "	一八	" "	" "	" "	" "	" "	" "	一五
							" "	" "	" "	" "	" "	" "	一五
" "	七〇	一八〇	" "	四五	" "	一五〇	" "	" "	" "	" "	" "	" "	一五
" "	一〇七	一三六	" "	五九	" "	七九	" "	" "	" "	" "	" "	" "	一五
" "	一四七	一六七	" "	二四	" "	二四	" "	" "	" "	" "	" "	" "	七五
" "	二四〇	二四〇	" "	二四	" "	二四	" "	" "	" "	" "	" "	" "	
" "	三〇〇	一五〇	" "	三〇〇	" "	一五〇	" "	" "	" "	" "	" "	" "	一五〇
" "	四三九	一四三	" "	一四	" "	二七	" "	" "	" "	" "	" "	" "	一〇二
" "	四六七	一四三	" "	一四	" "	二七	" "	" "	" "	" "	" "	" "	二五〇
" "	四九五	一四三	" "	一四	" "	二七	" "	" "	" "	" "	" "	" "	三〇〇
" "	" "	三二	" "	三二	" "	九	" "	" "	八	" "	" "	" "	一七
" "	" "	四五	" "	三五	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	二九

三八	三七	三五	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二
" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	二初 回以降
" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	一五				一〇
" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	一五	二五	二五	三〇	一二
" "	" "	五五	" "	" "	" "	" "	" "	" "	五〇	二七	二七	二五	一〇
" "	" "	七三	" "	" "	" "	" "	" "	" "	四三	一〇〇	" "	五〇	四〇
										〇〇	一五〇	一五〇	二三八
										三五〇	三五〇	三五〇	
" "	" "	八〇	" "	" "	" "	" "	" "	" "	五〇	五〇	" "	五〇	二〇〇
" "	" "	一〇二	" "	" "	" "	" "	" "	" "	二九	六四	二二	一七	一三〇
" "	" "	一〇二	" "	" "	" "	" "	" "	" "	二九	六四	二二	一七	一三〇
" "	" "	一〇二	" "	" "	" "	" "	" "	" "	二九	六四	二二	一七	一三〇
" "	" "	九	" "	" "	" "	" "	" "	" "	五〇	五〇	五〇	四七	四七
" "	二九	三〇	" "	" "	三六	三七	三六	三七	三六	" "	七二	五四	三七







年次	十五、十七回		十六、廿一回		十八、廿回	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
明治四十一年	一六・八〇 <sup>仲</sup>	一五・四〇 <sup>仲</sup>	一六・八〇 <sup>仲</sup>	一五・四〇 <sup>仲</sup>	一六・六〇 <sup>仲</sup>	一五・三〇 <sup>仲</sup>
同四十二年	一七・三五 <sup>ク</sup>	一六・一〇 <sup>ク</sup>	一七・三〇 <sup>ク</sup>	一五・九〇 <sup>ク</sup>	一七・三〇 <sup>ク</sup>	一五・九〇 <sup>ク</sup>
同四十三年	二〇・五五	一七・二五	二〇・二〇	一七・三〇	二〇・三〇	一七・三〇
同四十四年	二〇・一五	一八・七五	同	一八・九〇	二〇・一五	一八・九五
同四十五年	一九・〇〇	一七・五五	一八・九五	一七・六五	一八・九〇	一七・七〇
大正二年	一七・七〇	一六・五五	一七・六五	一六・五五	一七・六〇	一六・五五
同三年	一七・〇〇	一五・七〇	一六・七五	一五・六五	一六・六〇	一五・七〇

年次	三十九回		四十一回		四十二回	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
明治四十五年	二〇・二五 <sup>仲</sup>	一九・二〇 <sup>仲</sup>	二〇・三五 <sup>仲</sup>	一九・二〇 <sup>仲</sup>	二〇・〇五 <sup>仲</sup>	一九・一五 <sup>仲</sup>
大正二年	一九・一〇	一七・六〇	一九・一〇	一七・四五	一九・一〇	一七・一五
同三年	一七・九〇	一六・九〇	一七・八五	一六・九〇	一七・九五	一六・六五
同四年	一八・三五	一七・〇〇	一八・四五	同	一八・五〇	同
同五年	一九・八五	一八・五〇	一九・七〇	一八・四五	二〇・一〇	一八・三五
同六年	二〇・二五	一九・〇〇	二〇・一五	一九・二〇	二〇・四〇	一八・九〇
同七年	二〇・〇〇	一九・二〇	同	一九・一〇	一九・九五	一九・〇〇

年次	四十三回		五十五回	
	最高	最低	最高	最低
大正二年	二〇・一〇 <sup>仲</sup>	一七・六〇 <sup>仲</sup>	同	同

年次	廿六、三十回		廿七、卅回		廿八、卅二回	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
明治四十一年	九・一〇〇	八・六〇〇	八・八〇〇	八・七〇〇	九・八〇〇	九・一〇〇
同四十二年	九・七〇〇	九・一〇〇	九・八〇〇	九・〇〇〇	九・八〇〇	九・一〇〇
同四十三年	一〇・九〇〇	九・七五〇	一一・一五〇	九・六〇〇	一一・一五〇	九・七五〇
同四十四年	一一・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一〇・八五〇	九・八五〇	一一・〇〇五	一〇・一五〇
同四十五年	一〇・四五〇	九・六五〇	一〇・三〇〇	九・二五〇	一〇・三五五	九・七五〇
大正二年	九・八五〇	九・一五〇	九・六〇〇	八・七〇〇	九・六五〇	九・一五〇
同三年	九・五〇〇	八・六〇〇	九・五〇〇	八・五〇〇	九・二〇〇	八・七〇〇
同四年	九・七〇〇	八・六五〇	九・六五〇	同	九・七五〇	八・六〇〇
同五年	一〇・五〇〇	九・八〇〇	一〇・七五〇	九・四〇〇	一〇・四五〇	九・七五〇

同五年	一八・七〇〇	一六・七〇〇	一八・五〇〇	一七・〇〇〇
同六年	一九・三五〇	一七・九〇〇	一九・三〇〇	一八・一〇〇
同七年	一九・三〇〇	一八・四〇〇	一九・二五〇	一八・三〇〇

年次	十九回		廿二回	
	最高	最低	最高	最低
明治四十一年	一七・〇〇〇	一五・一〇〇	一六・七〇〇	一五・四〇〇
同四十二年	一七・三〇〇	一六・〇〇〇	一七・二五〇	一六・〇〇〇
同四十三年	二〇・五五〇	一七・二五〇	二〇・三五〇	一七・二五〇
同四十四年	二〇・一五〇	一八・七〇〇	二〇・一五〇	一八・七五〇
同四十五年	一八・九五〇	一七・五〇〇	一八・九五〇	一七・六〇〇
大正二年	一七・八〇〇	一六・二五〇	一七・七〇〇	一六・五〇〇
同三年	一六・八五〇	一五・六五〇	一六・八〇〇	一五・六〇〇
同四年	一七・一〇〇	一五・六〇〇	同	同

同四年	一七・一〇〇	一五・七〇〇	一六・八〇〇	一五・八〇〇
同五年	一八・八〇〇	一六・九五〇	一八・二五〇	一七・〇〇〇
同六年	一九・二〇〇	一七・九〇〇	一九・一五〇	一八・〇〇五
同七年	一九・三〇〇	一八・三五〇	一九・二五〇	一八・三〇〇
			一九・〇五〇	一八・三五〇
				一六・九五〇
				一八・四〇〇
				一九・二〇〇
				一七・八五〇
				一六・九五〇
				一五・五〇〇

年次	五十二回		五十四回		五十八回	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
大正三年	九・〇五 <sup>四</sup>	八・九〇	一〇・一〇 <sup>四</sup>	九・一〇 <sup>四</sup>	一〇・六〇	九・六〇
同四年	九・八五	八・八〇	九・八五	八・八五	一〇・六〇	九・六〇
同五年	一一・二〇	九・六五	一一・〇〇	九・五〇	一一・二〇	九・九〇
同六年	一一・三〇	一〇・七〇	一一・五五	一〇・三五	一二・六〇	一〇・八〇
大正二年	一〇・〇〇 <sup>四</sup>	八・九〇 <sup>四</sup>	一〇・二五 <sup>四</sup>	八・九五 <sup>四</sup>	一〇・〇〇 <sup>四</sup>	八・九五 <sup>四</sup>
同三年	九・四五	八・八〇	一〇・二五	八・九五	一〇・〇〇	八・九五
同四年	九・八〇	八・八五	九・八〇	九・二五	九・九〇	九・〇〇
同五年	一〇・九五	九・五〇	一一・一五	九・九〇	一一・四五	九・九〇
同六年	一一・五五	一〇・三五	一二・〇〇	一〇・八〇	一三・四〇	一一・四五
同七年	一一・二〇	一〇・〇五	一一・九〇	一〇・三〇	一二・二〇	一〇・四〇

年次	廿九回		四十四回		四十七回	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
明治四十二年	仲値 九・七〇 <sup>四</sup>	仲値 九・一五 <sup>四</sup>	四 九・七〇 <sup>四</sup>	四 九・一五 <sup>四</sup>	四 九・七〇 <sup>四</sup>	四 九・一五 <sup>四</sup>
同四十三年	一一・〇〇	九・六五				
同四十四年	一一・二〇	一〇・〇〇				
同四十五年	一〇・五〇	九・六〇				
大正二年	九・九〇	九・〇〇	一〇・一五	九・〇五	九・三五	八・九〇
同三年	九・六五	八・七〇	九・六〇	八・八〇	九・四五	八・六五
同四年	同	同	九・七五	八・七〇	九・七五	八・八〇
同五年	一〇・七五	九・七〇	一〇・七五	九・六五	一〇・八五	九・六〇
同六年	一一・〇〇	九・九五	一二・〇〇	一〇・三五	一一・六五	一〇・三〇
同七年	一〇・九五	九・八五	一〇・九五	九・七〇	一一・〇〇	一九・七〇

同六年	一〇・八五	一〇・〇〇	一一・一五	九・七五	一〇・九〇	九・六〇
同七年	一〇・八〇	九・七五	一〇・八〇	九・六五	一〇・八〇	九・九五

年次	卅五		卅七		六十五	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
明治四十四年	一〇・六〇 <sup>四</sup>	九・六〇 <sup>四</sup>				
同四十五年	九・七五	八・四五	一〇・一〇	八・一五		
大正二年	八・九〇	八・一〇	八・七〇	七・九五		
同三年	八・八五	七・六〇	八・六〇	七・四五		
同四年	八・七五	七・七五	八・九〇	七・五五		

年次	卅五		卅七		六十五	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
同四十五年	九・〇五	八・二五	九・〇五	八・二五		
大正二年	八・九五	七・六五	八・七〇	八・二五		
同三年	七・九〇	七・三〇	八・八〇	七・二五		
同四年	八・四〇	七・五〇	八・三〇	七・五〇		
同五年	一〇・一〇	八・五五	九・八〇	八・四五		
同六年	一〇・〇〇	八・八五	一〇・一〇	九・一五		
同七年	一〇・三五	九・四〇	一〇・三五	九・四〇		

年次	廿三		廿四、廿五	
	最高	最低	最高	最低
明治四十一年	九・〇〇 <sup>四</sup>	七・一〇 <sup>四</sup>	七・七五 <sup>四</sup>	七・一〇 <sup>四</sup>
同四十二年	八・三〇	七・七〇	八・三〇	七・七〇
同四十三年	一〇・一〇	八・三〇	一〇・〇〇	八・二五
同四十四年	九・九〇	九・〇五	一〇・五五	九・〇五

年次	六十三		六十四	
	最高	最低	最高	最低
大正四年	一〇・二五 <sup>四</sup>	九・七〇 <sup>四</sup>		
同五年	一一・三五	九・八〇	一〇・六〇	一〇・三〇
同六年	一二・〇五	一〇・七五	一一・一〇	一〇・五〇
同七年	一一・九五	一〇・二五	一一・二〇	九・九〇

同七年	一一・八〇	一〇・一〇	一一・三〇	一〇・〇五	一一・一〇	一〇・三五
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

年次	に		ほ		へ	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
明治四十一年	仲値 四・二〇	仲値 三・八〇	仲値 四・三〇	仲値 三・七五	仲値 四・五〇	仲値 三・九〇
明治四十一年	仲値 三・九〇	仲値 三・六五	仲値 三・九〇	仲値 三・六〇	仲値 四・〇〇	仲値 三・六〇
同四十二年	仲値 四・二〇	仲値 三・七五	仲値 四・一五	仲値 三・七〇	仲値 四・三〇	仲値 三・七〇
同四十三年	仲値 五・一〇	仲値 四・〇五	仲値 五・〇五	仲値 四・〇五	仲値 五・二〇	仲値 四・〇五
同四十四年	同	仲値 四・七〇	同	仲値 四・六〇	仲値 五・〇五	仲値 四・六五
同四十五年	仲値 四・八五	仲値 四・二五	仲値 四・八〇	仲値 四・一五	仲値 四・八五	仲値 四・三五
大正二年	仲値 四・五五	仲値 四・一〇	仲値 四・五五	仲値 四・一〇	仲値 四・六五	仲値 四・二〇
同三年	仲値 四・七〇	仲値 四・二五	仲値 四・六〇	仲値 四・二〇	同	同
同四年	仲値 五・一五	仲値 四・三五	仲値 五・一五	仲値 四・三〇	仲値 五・一五	仲値 四・三〇
同五年	仲値 五・六〇	仲値 四・八〇	仲値 五・四〇	仲値 四・六五	仲値 五・四五	仲値 四・七五
同六年	仲値 五・四五	仲値 四・九五	仲値 五・六五	仲値 四・七五	仲値 五・六〇	仲値 四・八五
同七年	仲値 五・三五	仲値 五・二〇	仲値 五・三〇	仲値 五・一五	仲値 五・三〇	仲値 五・一五

附録第六號

貯蓄債券相場高低比較表

年次	い		ろ		は	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
大正七年	一〇・一五	九・六〇	一〇・二〇	九・七〇		
大正六年	一〇・一五	一〇・三〇	一〇・六五	一〇・六五	一〇・四五	九・四五
同七年	一〇・七五	九・五〇	一〇・九〇	九・四五	一〇・四五	九・四五
同五年	九・八〇	八・七五	九・九五	八・五五		
同六年	一〇・四五	九・四五	一〇・七五	九・三〇	一一・一〇	一〇・〇五
同七年	一〇・六五	九・四五	一〇・四五	九・三五	一〇・八〇	九・四五

年次	り		ろ		る		れ	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
同四十二年	仲値 四・四〇	仲値 四・三〇	仲値 四・三五	仲値 四・〇五	仲値 四・三五	仲値 四・〇五	仲値 四・二五	仲値 四・一五
同四十三年	仲値 四・五〇	仲値 四・〇〇	仲値 四・三〇	仲値 四・〇〇	仲値 四・三〇	仲値 四・〇〇	仲値 四・四〇	仲値 三・九五
明治四十一年	仲値 四・五〇	仲値 四・〇〇	仲値 四・三〇	仲値 四・〇〇	仲値 四・三〇	仲値 四・〇〇	仲値 四・四〇	仲値 三・九五
同四十四年	仲値 五・二〇	仲値 四・九五	仲値 五・六五	仲値 五・〇〇	仲値 五・六五	仲値 五・〇〇	仲値 同	仲値 五・〇〇
同四十五年	仲値 五・一〇	仲値 四・六五	仲値 五・〇五	仲値 四・六〇	仲値 五・〇五	仲値 四・六〇	仲値 五・四〇	仲値 四・七〇
大正二年	仲値 四・八五	仲値 四・五五	仲値 五・一五	仲値 四・五〇	仲値 五・一五	仲値 四・五〇	仲値 同	仲値 四・八五
同三年	仲値 四・八〇	仲値 四・四〇	仲値 五・二五	仲値 四・四五	仲値 五・二五	仲値 四・四五	仲値 同	仲値 四・七五
同四年	仲値 五・二五	仲値 四・五五	仲値 同	仲値 四・六五	仲値 同	仲値 五・三〇	仲値 同	仲値 四・九〇
同五年	仲値 五・四五	仲値 五・〇〇	仲値 五・五五	仲値 五・一五	仲値 五・五五	仲値 五・一五	仲値 五・六五	仲値 五・二〇
同六年	仲値 五・八〇	仲値 五・〇五	仲値 五・九五	仲値 五・四五	仲値 五・九五	仲値 五・四五	仲値 六・三〇	仲値 五・四五
同七年	仲値 五・六五	仲値 五・三〇	仲値 五・九〇	仲値 五・五〇	仲値 五・九〇	仲値 五・五〇	仲値 五・九五	仲値 五・五五

年次	と		ち		り	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
同四十二年	仲値 四・二〇	仲値 三・八五	仲値 四・一五	仲値 三・九五	仲値 四・七五	仲値 四・四〇
同四十三年	仲値 四・九〇	仲値 四・一〇	仲値 四・八五	仲値 四・〇五	仲値 四・九五	仲値 四・六〇
同四十四年	仲値 五・〇〇	仲値 四・七五	仲値 五・二〇	仲値 四・七五	仲値 五・五〇	仲値 四・七五
同四十五年	仲値 四・八〇	仲値 四・二五	仲値 四・八五	仲値 四・二五	仲値 四・九五	仲値 四・二五
大正二年	仲値 四・五五	仲値 四・一五	仲値 四・八〇	仲値 四・二〇	仲値 四・七〇	仲値 四・一〇
同三年	仲値 同	仲値 四・〇五	仲値 四・六五	仲値 四・〇五	仲値 四・六五	仲値 同
同四年	仲値 四・九〇	仲値 四・二〇	仲値 四・九〇	仲値 四・二五	仲値 五・〇〇	仲値 四・二五
同五年	仲値 五・一五	仲値 四・六五	仲値 五・二五	仲値 四・七五	仲値 五・四〇	仲値 四・七五
同六年	仲値 五・四〇	仲値 四・九五	仲値 五・六〇	仲値 四・九五	仲値 五・六〇	仲値 四・八五
同七年	仲値 五・四五	仲値 五・一〇	仲値 五・五五	仲値 五・一〇	仲値 五・四五	仲値 五・一〇
明治四十一年	仲値 四・二五	仲値 三・八〇	仲値 四・五五	仲値 四・〇五	仲値 四・九〇	仲値 四・三〇
同四十二年	仲値 四・三五	仲値 四・〇〇	仲値 四・八〇	仲値 四・四五	仲値 五・五〇	仲値 四・八〇



月別	利渡月	
	月	一
一月	四厘	五分利
二月	三厘	四分五厘利
三月	三厘	四分利
四月	六厘	四分利
五月	一厘	四分利
六月	一厘	四分利
七月	一厘	四分利
八月	二厘	四分利
九月	二厘	四分利
十月	二厘	四分利
十一月	三厘	四分利
十二月	三厘	四分利

(2) 十圓券

月別	利渡月	
	月	一
二、八月	四分五厘利	三厘
三、九月	四分五厘利	三厘
四、十月	四分五厘利	三厘
五、十一月	四分五厘利	三厘
六、十二月	四分五厘利	三厘

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同七	同六	同五	同四	同三	大正二	同四十五	同四十四	同四十五	同四十四
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
五・四五	五・七五	五・五〇	五・〇五	四・六五	四・六〇	四・九〇	五・五五	四・九〇	五・五五
五・二〇	五・一〇	四・八五	四・三五	同	四・二〇	四・三五	四・七〇	四・三五	四・七〇
五・七〇	六・〇〇	五・六〇	五・二五	五・〇〇	四・八五	五・〇五	五・二五	五・〇五	五・二五
五・四〇	五・一〇	五・〇〇	四・六〇	四・四〇	四・三五	四・四五	四・八〇	四・四五	四・八〇
同	五・四五	五・二〇	四・八五	四・六〇	四・五五	四・七〇	五・〇五	四・七〇	五・〇五
五・一五	四・九五	四・六五	四・二〇	四・〇〇	四・一〇	四・二〇	四・七〇	四・二〇	四・七〇

附錄第七號

債券附屬月割利金早見表

(1) 二十圓券

月別	利渡月	
	月	一
一、七月	四分五厘利	〇
二、八月	四分五厘利	〇
三、九月	四分五厘利	〇
四、十月	四分五厘利	〇
五、十一月	四分五厘利	〇
六、十二月	四分五厘利	〇



九月	十月	十一月	十二月
五號	三號	二號	一號
六號	五號	三號	二號
七號	六號	五號	三號
八號	七號	六號	五號
九號	八號	七號	六號
一〇號	九號	八號	七號
一一號	一〇號	九號	八號
一二號	一一號	一〇號	九號
一三號	一二號	一一號	一〇號
一四號	一三號	一二號	一一號
一五號	一四號	一三號	一二號
一六號	一五號	一四號	一三號
一七號	一六號	一五號	一四號
一八號	一七號	一六號	一五號
一九號	一八號	一七號	一六號
二〇號	一九號	一八號	一七號
二一號	二〇號	一九號	一八號
二二號	二一號	二〇號	一九號
二三號	二二號	二一號	二〇號
二四號	二三號	二二號	二一號
二五號	二四號	二三號	二二號
二六號	二五號	二四號	二三號
二七號	二六號	二五號	二四號
二八號	二七號	二六號	二五號
二九號	二八號	二七號	二六號
三〇號	二九號	二八號	二七號
三一號	三〇號	二九號	二八號
三二號	三一號	三〇號	二九號
三三號	三二號	三一號	三〇號
三四號	三三號	三二號	三一號
三五號	三四號	三三號	三二號
三六號	三五號	三四號	三三號
三七號	三六號	三五號	三四號
三八號	三七號	三六號	三五號
三九號	三八號	三七號	三六號
四〇號	三九號	三八號	三七號
四一號	四〇號	三九號	三八號
四二號	四一號	四〇號	三九號
四三號	四二號	四一號	四〇號
四四號	四三號	四二號	四一號
四五號	四四號	四三號	四二號
四六號	四五號	四四號	四三號
四七號	四六號	四五號	四四號
四八號	四七號	四六號	四五號
四九號	四八號	四七號	四六號
五〇號	四九號	四八號	四七號
五一號	五〇號	四九號	四八號
五二號	五一號	五〇號	四九號
五三號	五二號	五一號	五〇號
五四號	五三號	五二號	五一號
五五號	五四號	五三號	五二號
五六號	五五號	五四號	五三號
五七號	五六號	五五號	五四號
五八號	五七號	五六號	五五號
五九號	五八號	五七號	五六號
六〇號	五九號	五八號	五七號
六一號	六〇號	五九號	五八號
六二號	六一號	六〇號	五九號
六三號	六二號	六一號	六〇號
六四號	六三號	六二號	六一號
六五號	六四號	六三號	六二號
六六號	六五號	六四號	六三號
六七號	六六號	六五號	六四號
六八號	六七號	六六號	六五號
六九號	六八號	六七號	六六號
七〇號	六九號	六八號	六七號
七一號	七〇號	六九號	六八號
七二號	七一號	七〇號	六九號
七三號	七二號	七一號	七〇號
七四號	七三號	七二號	七一號
七五號	七四號	七三號	七二號
七六號	七五號	七四號	七三號
七七號	七六號	七五號	七四號
七八號	七七號	七六號	七五號
七九號	七八號	七七號	七六號
八〇號	七九號	七八號	七七號
八一號	八〇號	七九號	七八號
八二號	八一號	八〇號	七九號
八三號	八二號	八一號	八〇號
八四號	八三號	八二號	八一號
八五號	八四號	八三號	八二號
八六號	八五號	八四號	八三號
八七號	八六號	八五號	八四號
八八號	八七號	八六號	八五號
八九號	八八號	八七號	八六號
九〇號	八九號	八八號	八七號
九一號	九〇號	八九號	八八號
九二號	九一號	九〇號	八九號
九三號	九二號	九一號	九〇號
九四號	九三號	九二號	九一號
九五號	九四號	九三號	九二號
九六號	九五號	九四號	九三號
九七號	九六號	九五號	九四號
九八號	九七號	九六號	九五號
九九號	九八號	九七號	九六號
一〇〇號	九九號	九八號	九七號

附錄第八號

勸業大券種類一覽表

(毎回償還額ハ第四十回ニ限リ五萬圓以上他ハ其都度之ヲ定ムルコト)

回数	利率	金券額面	組數	發行額	發行年月日	据置最終日期	償還期限	抽籤期	利拂期
第卅六回	〃	五、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	大正四年七月一日	大正四年七月一日	二六年内	九三	一〇
第卅四回	〃	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃	二五年内	一〇四	一一
第卅三回	五分	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	明治四年七月一日	明治四年七月一日	一七年内	七一	八二

附錄第九號

勸業大券相場高低比較表

(相場ハ總テ仲値段トス)

年次	冊三		冊四		冊六	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
大正四年	八七・〇〇	八四・〇〇	八四・五〇	八三・二〇	八四・二〇	八二・五〇
同五年	九三・〇〇	八七・六〇	九四・一〇	八五・四〇	九三・三〇	八五・七〇
同六年	九二・七〇	八九・九〇	九二・二〇	八九・一〇	九二・二〇	八九・一〇

回数	利率	金券額面	發行額	發行年月日	据置最終日期	償還期限	抽籤期	利拂期
第四十回	五分五厘	五、〇〇〇、〇〇〇	六、九四五	大正四年七月一日	大正四年七月一日	二七年内	一〇四	一一
第五十一回	六分	五、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	大正三年七月一日	大正三年七月一日	一八年内	一〇四	一一
第五十三回	〃	一、〇〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	七一	八二
第三未號	〃	一、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	〃	〃	二〇年内	七一	八二



大正八年四月廿八日印刷  
大正八年四月三十日發行

製復許不

印 刷 所  
印 發 著  
刷 行 作  
所 者 兼

勸業債券及其の相場の研究  
定價金四拾錢

藤 久 保 南 人 可 七 九

遠 藤 昌 開

岡 田 阿 蘇 男

東京市本所區番場町四番地  
凸版印刷株式會社分工場

東京市本所區番場町四番地

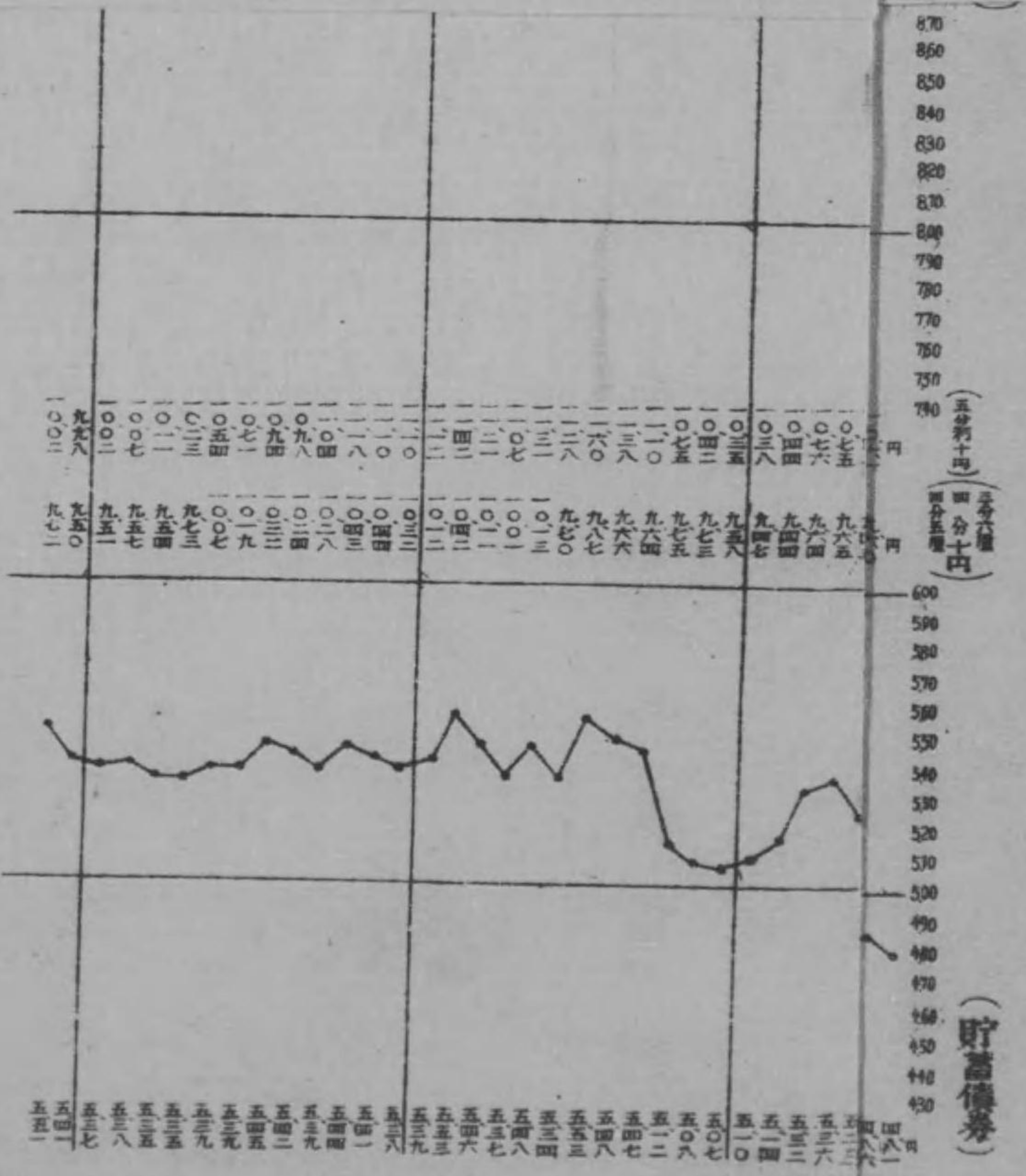
發行所

東京市麴町區內山下町一ノ一  
株式會社勸業債券月報社內

月報社共濟會

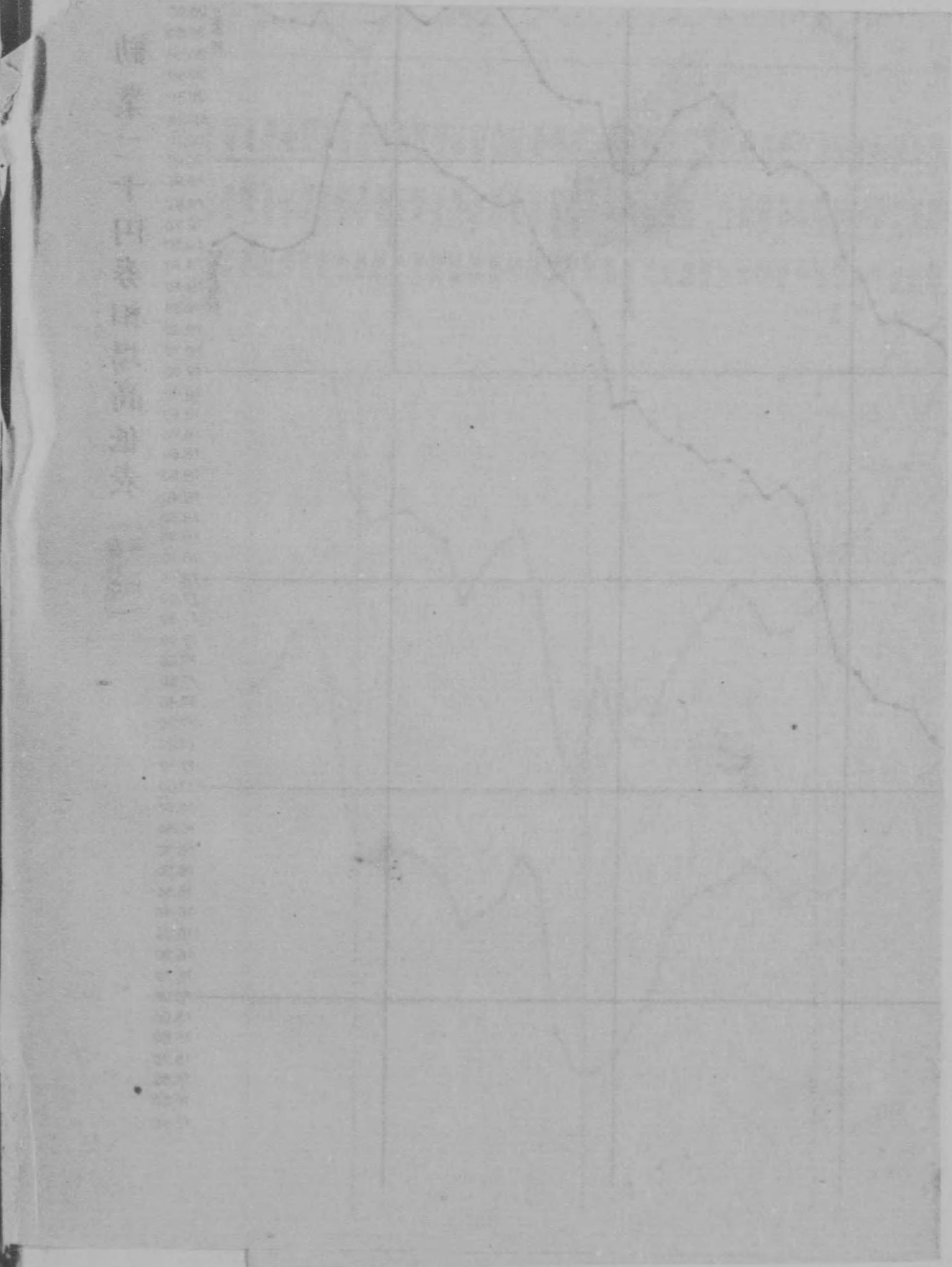
電話新橋 (長) 二二二二  
三四九〇〇九  
三三六三三 番

振替口座 東京一八番











□業營の社報月□

- 一、勸業債券、貯蓄債券の即買買及番號交換
- 二、公債、農工債券類の賣買仲介
- 三、大藏大臣免許前記債券の割拂賣及積立賣
- 四、前記各證券の擔保貸付
- 五、公債、社債の應募引受及仲介
- 六、日本勸業銀行月報及債券時報の發行
- 七、日本勸業銀行代理事務

店支社報月

大阪市西區信濃橋南詰 大阪支店 電話新町(長)一三九九番 電話日座大阪二六二〇番	大阪市南區日本橋筋一丁目 大阪支店日本橋出張所 電話新町(長)一三九九番 電話日座大阪二六二〇番	大阪市東區北濱難波橋南詰 大阪支店北濱出張所 電話日座大阪二六二〇番 電話本局一六〇〇番	京都市四條通高倉東入 京都支店 電話日座大阪二六二〇番 電話中一六三三番	名古屋市中區榮町六一 名古屋支店 電話日座大阪二六二〇番 電話本局(長)四九八六番	福岡市博多下 福岡支店 電話日座福岡九五五〇番 電話日座大阪二六二〇番	廣島市大手町四丁目三十九番地 廣島支店 電話日座福岡九五五〇番 電話日座大阪二六二〇番	淺草區並木町十四番地 淺草支店 電話日座東京四三三三番 電話下谷二七二三番	神田區須田町二十五番地 須田支店 電話日座東京二三四〇番 電話神田一一九二番
---	---	---	---	--	--	--	--	---

町下山内區町麴市京東  
 社報月券債業勸 株式會社

386  
72

8. 6. 4

終

